

第2編 災害予防計画

第1章 地震に関する調査研究計画

1 計画の概要

震災対策を効果的に推進するため、国及び県が実施する地震及び震災に関する調査研究について定める。

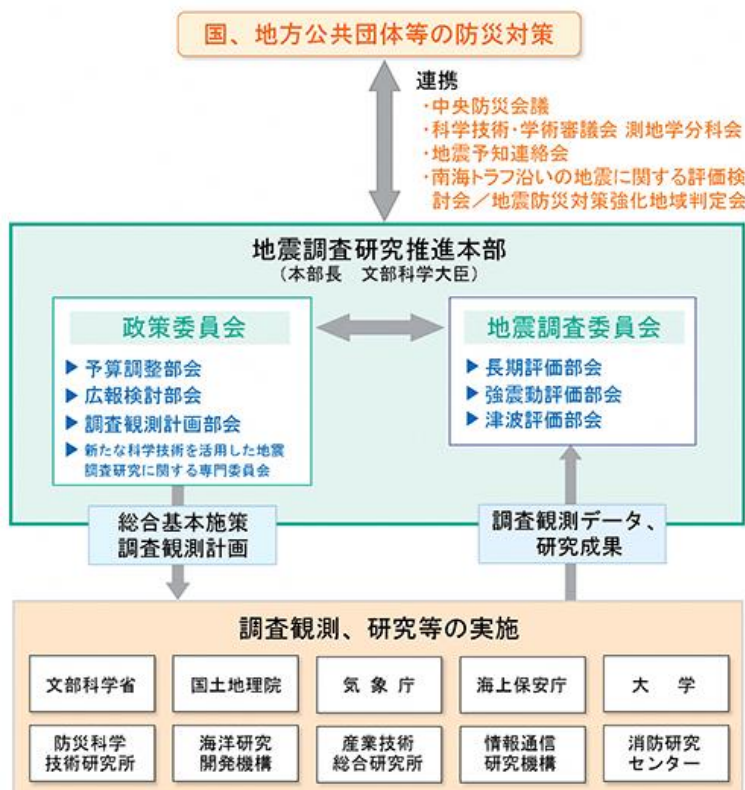
2 計画の体系

項 目	概 要
1 国の推進体制	① 地震調査研究推進本部の組織及び推進体制 ② 地震調査研究推進本部の役割 ③ 地震調査委員会による活断層の長期評価
2 県における調査研究	① 山形県地震対策基礎調査(平成8～9年度実施) ② 山形県活断層調査(平成9～13年度実施) ③ 山形盆地断層帯被害想定調査(平成14年度実施) ④ 長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯被害想定調査(平成17年度実施)

3 国の推進体制

阪神・淡路大震災を契機として、地震防災対策特別措置法が施行され、従来の地震予知研究体制について見直しが行われた。この結果、科学技術庁長官（現：文部科学大臣）を本部長として地震調査研究推進本部が設置され、調査研究体制が一元化された。

(1) 地震調査研究推進本部の組織及び推進体制



資料：地震調査研究推進本部

(2) 地震調査研究推進本部の役割

ア 総合的かつ基本的な施策の立案

イ 関係行政機関の予算等の事務の調整

ウ 総合的な調査観測計画の策定

エ 関係行政機関、大学等の調査結果等の収集、整理、分析及び総合的な評価

オ 評価に基づく広報

(3) 地震調査委員会による海溝型地震及び主要活断層帯の長期評価

地震調査委員会は、海溝型地震及び活断層で起きる地震について地震発生確率を含む長期評価結果を公表している。本県の主要活断層帯は下記のとおりである。

名 称		最大想定 マグニチ ュード	位 置	長 さ	30 年以内 発生確率
山形盆地 断層帯	全体	M7.8 程度	大石田町～上山市	約 60 km	
	北部	M7.3 程度	大石田町～寒河江市	約 29 km	0.003～8% S*ランク
	南部	M7.3 程度	寒河江市～上山市	約 31 km	1% Aランク
新庄盆地 断層帯	東部	M7.1 程度	新庄市～舟形町	約 22 km	5%以下 S*ランク
	西部	M6.9 程度	鮭川村～大蔵村	約 17 km	0.6% Aランク
長井盆地 西縁断層帯		M7.7 程度	朝日町～米沢市	約 51 km	0.02%以下 Zランク
庄内平野 東縁断層帯	全体	M7.5 程度	遊佐町～旧藤島町	約 38 km	
	北部	M7.1 程度	遊佐町～庄内町	約 24 km	ほぼ 0% Zランク
	南部	M6.9 程度	庄内町～旧藤島町	約 17 km	ほぼ 0%～6% S*ランク
日本海東縁部 (山形県沖)		7.7 前後	山形県沖	北側 50 km 南側 70 km	ほぼ 0% I ランク
日本海東縁部 (佐渡島北方沖)		7.8 程度	佐渡島北方沖	概ね南北方向に 長さ 140km 程 度、幅 34km 程 度の矩形	3～6% II ランク
日本海東縁部 (秋田県沖)		7.5 程度	秋田県沖	概ね南北方向に 長さ 90km 程 度、幅 24km 程 度の矩形	3%程度以下 II ランク
日本海東縁部 (新潟県北部沖)		7.5 前後	新潟県北部沖	80km 程度	ほぼ 0% I ランク

※発生確率の基準日は R5. 1. 1 現在 (R5. 1. 13 公表)

※活断層における今後 30 年以内の地震発生確率が 3%以上を「S ランク」、0.1～3%を「A ランク」、0.1%未満を「Z ランク」、不明 (すぐに地震が起きることが否定できない) を「X ランク」と表記している。

※海溝型地震における今後 30 年以内の地震発生確率が 26%以上を「III ランク」、3%～26%未満を「II ランク」、3%未満を「I ランク」、不明 (すぐに地震が起きることを否定できない) を「X ランク」と表記している。

※地震後経過率 (注) が 0.7 以上である活断層は、ランクに*を付記している。

注：地震後経過率とは、最新活動 (地震発生) 時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると 1.0 となる。

4 県における調査研究

県では、平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に、地震や震災に関する調査研究を継続的に実施してきており、その成果を震災対策に活用するとともに、関係機関に提供する。

(1) 山形県地震対策基礎調査(平成8～9年度実施)

内陸型4ケース(村山・最上・置賜・庄内の各地域)及び海洋型1ケース(本県西方沖)を震源域とした大規模な地震が発生した場合の、それぞれの被害想定と、防災対策上の課題を明らかにするため実施した。

(2) 山形県活断層調査事業(平成9～13年度実施)

庄内平野東縁断層帯、新庄盆地断層帯及び山形盆地断層帯並びに長井盆地西縁断層帯を対象に、科学技術庁(現:文部科学省)の地震関係基礎調査交付金を活用して、活断層の分布・位置や活動状況等について調査研究を実施した。

(3) 山形盆地断層帯被害想定調査(平成14年度実施)

平成14年に国の地震調査委員会より「山形盆地断層帯の長期評価」が公表され、村山地方においてマグニチュード7.8の地震発生の可能性があることが指摘されたことを受け、山形盆地断層帯の被害想定調査を実施した。

(4) 長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯被害想定調査(平成17年度実施)

平成17年に国の地震調査委員会より「長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯の長期評価」が公表され、置賜地方においてマグニチュード7.7、庄内地方においてマグニチュード7.5の地震発生の可能性があることが指摘されたことを受け、両断層帯の被害想定調査を実施した。

第2章 地震・津波観測体制の整備計画

1 計画の概要

地震に関する研究の推進と地震発生時の迅速な初動態勢の構築に資するため、防災関係機関が整備する地震・津波観測体制について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 県内における関係機関の地震・津波観測体制	① 気象庁 ② 文部科学省 ③ 国土交通省東北地方整備局 ④ 国土交通省国土地理院 ⑤ 県

3 県内における関係機関の地震・津波観測体制

(1) 気象庁

気象庁は、地震発生時の震源及び規模の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と襲来地域の予想及び地震に関する調査研究のため、県内6箇所地震計、14箇所に計測震度計を設置して観測を行っており、防災関係機関に大津波警報・津波警報・津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）や地震・津波情報及び津波予報を伝達するとともに、報道機関を通して広く住民に情報を提供している。また、大きな津波を観測するため、酒田港に巨大津波観測計を設置している。

さらに、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、報道機関や通信事業者等の協力によりテレビ、ラジオ、携帯電話等を通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

(2) 文部科学省

文部科学省は、地震観測の充実・強化を図るため、県内17箇所に強震計を設置し、国立研究開発法人防災科学技術研究所でデータを集約・解析して公表している。

さらに、地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）が求めている内陸地震の震源決定精度の向上、内陸深部におけるプレート境界型地震の発生メカニズム解明及び内陸地震における最大規模の推定に資するため、平成7年度から、国立研究開発法人防災科学技術研究所が全国15～20km間隔で高感度地震観測網を整備し、本県においては15箇所の整備がなされた。

(3) 国土交通省東北地方整備局

国土交通省東北地方整備局は、港湾構造物の耐震設計に資するため、酒田港に強震計を設置し計測している。計測データは国立研究開発法人港湾空港技術研究所で解析している。

また、酒田港に検潮所、山形県沖にGPS波浪計を設置し、波浪や潮位等の海面変動を観測している。

(4) 国土交通省国土地理院

国土交通省国土地理院は、酒田市飛島及び鶴岡市鼠ヶ関に験潮場を設置し潮位等の海面変動を観測している。

(5) 県

県は、阪神・淡路大震災を契機に、地震発生時に防災関係機関が迅速に対応できるよう、県内全市町村（40箇所）に計測震度計を設置し、県庁内に設置した送受信装置や消防庁の発信装置とネットワーク化したシステムを平成9年4月から稼働、平成23年3月にはシステムの再整備を行った。

また、本システムの情報を気象庁が発表する震度情報に含めて発表している。

第3章 防災知識の普及計画

1 計画の概要

県及び市町村等の防災関係機関等が、災害時応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及・啓発について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災関係機関職員に対する防災教育	① 県及び市町村における防災教育 ② 防災関係機関における防災教育
2 一般住民に対する防災知識の普及	① 啓発内容 ② 啓発方法
3 事業所等に対する防災知識の普及	① 啓発内容 ② 啓発方法
4 学校教育における防災教育	① 児童生徒等に対する防災教育 ② 教職員に対する防災教育
5 防災上特に注意を要する施設における防災教育	① 監督機関の責務 ② 危険物等施設における防災教育 ③ 病院、福祉施設等における防災教育 ④ ホテル、旅館等における防災教育 ⑤ 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

3 防災関係機関職員に対する防災教育

防災関係機関職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するとともに、応急対策全般への対応力を高めるため、防災教育の普及徹底を図る。

(1) 県及び市町村における防災教育

災害発生時に応急対策の主体となる県及び市町村職員は、防災教育を通して、防災に関する知識と適切な判断力を養うことが求められる。

ア 県における防災教育

県及び県警察本部は、毎年度当初所属ごとに、職員に対し防災に関する計画の内容、所管防災業務における個人の具体的役割と行動、応急対策行動マニュアル等について周知徹底を図る。また、国等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。

イ 市町村における防災教育

市町村は、毎年度当初職員に対し、防災関係法令、関係条例、市町村防災計画及び災害時の所管防災業務における個人の具体的役割や行動等について周知徹底するとともに、行動マニュアル等を作成し、災害発生時に備える。また、国、県等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。

(2) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、それぞれが定める防災に関する計画に基づいて防災教育を実施する他、県及び市町村が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加する。

4 一般住民に対する防災知識の普及

大規模な地震が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、県及び市町村は、防災訓練や啓発活動等を通して一般住民に対する防災知識の普及を図る。

(1) 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 地震発生前の準備等についての啓発事項

- (ア) 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）
 - ※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買って置き、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。
- (エ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (オ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- (カ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- (キ) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、飼い主明示、避難用品や備蓄品の確保等）
- (ク) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (ケ) 本県の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- (コ) 地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験

イ 地震発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 緊急地震速報発表時の行動
- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
- (ウ) 自らの身を守る安全確保行動
- (エ) 津波発生時の行動
- (オ) 自動車運転時の行動
- (カ) 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
- (キ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路
- (ク) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ケ) 応急救護の方法
- (コ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (サ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (シ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮

- (ス) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- (セ) 生活の再建に資する行動（家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真撮影する等）

(2) 啓発方法

県及び市町村は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、地震体験車の貸し出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図る。

また、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(3) 住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

5 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な地震等が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、県及び市町村は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

(1) 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 地震発生前の準備等についての啓発事項

- (ア) 施設の耐震診断や備品・機器・ブロック塀等の転倒防止対策
- (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄（ローリングストック法※の活用）
- (エ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (オ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (カ) 本県の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- (キ) 地域住民との協力体制の構築
- (ク) 地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験

イ 地震発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 緊急地震速報発表時の行動
- (イ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
- (ウ) 自らの身を守る安全確保行動
- (エ) 津波発生時の行動
- (オ) 自動車運転時の行動

- (カ) 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
- (キ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路
- (ク) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ケ) 応急救護の方法
- (コ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (サ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (シ) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (ス) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

(2) 啓発方法

県及び市町村は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、地震体験車の貸し出し、防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、事業所等に対する防災セミナーの開設や集団指導に努め、防災知識と防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

また、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

6 学校教育における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

県及び市町村は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、地震発生時に起こる危険や災害時の対応、本県の災害史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。なお、県は、私立学校に対してもこれに準じて教育を行うよう指導する。また、県及び市町村は、学校における消防団員、防災士及び消防士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

ア 児童生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。

イ 児童生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。

ウ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るための力を育成すること。

(2) 教職員に対する防災教育

ア 県・市町村教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、地震災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ 校長は、教職員が地震発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

7 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設、病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項

を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特性をチラシ等により周辺住民に周知する。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) ホテル、旅館等における防災教育

ホテルや旅館においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の表示を行う。

第4章 地域防災力強化計画

1 計画の概要

災害発生時においては、公的機関による防災活動（公助）のみならず、地域住民及び企業（事業所）等による自発的かつ組織的な防災活動（共助）が極めて重要であることから、地域、企業（事業所）等における自主的な防災組織の育成・整備など地域防災力の強化方策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 自主防災組織の育成	① 育成の主体 ② 育成の方針 ③ 自主防災組織の規模 ④ 育成強化対策 ⑤ 自主防災組織の活動内容 ⑥ 関係団体との連携
2 企業（事業所）等における防災の促進	① 企業等における自衛消防組織の育成 ② 企業等における事業継続計画の策定促進 ③ 企業等における帰宅困難者対策の促進

3 自主防災組織の育成

(1) 育成の主体

市町村は、法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、自治会、町内会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

県は、自主防災組織の組織化及び組織活性化を支援するため、市町村の行う自主防災組織の育成整備活動及び自主防災組織の活動状況等を把握するとともに、市町村に対して助言・協力を行う。また、自主防災組織の活動において中核的存在となる人材(以下「自主防災リーダー」という。)の育成を支援するため、自主防災リーダー研修会等を実施する。

防災関係機関は、市町村が行う自主防災組織の育成整備活動への協力を努める。

(2) 育成の方針

市町村は、「山形県自主防災組織整備推進要綱」(昭和54年3月23日山形県防災会議決定)に基づき、既存の自治会、町内会等の自治組織を自主防災組織として育成する。

その際には、特に、災害危険度の高い、次の地域の優先度を高めて推進を図る。

- ア 人口の密集している地域
- イ 高齢者等いわゆる要配慮者の人口比率が高い地域
- ウ 木造家屋の集中している市街地等
- エ 土砂災害危険地域
- オ 雪崩発生危険箇所の多い地域
- カ 消防水利、道路事情等の観点から、消防活動等の困難な地域
- キ 豪雪時に交通障害、通信障害が予想される地域

ク 過去において災害により甚大な被害を受けた地域

(3) 自主防災組織の規模

自主防災組織は、住民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位とし、次の事項に留意して育成を図る。

ア 市街地における街区単位、住宅地における自治会・町内会単位、あるいは山間部・農村部における集落単位等、住民が連帯意識に基づいて防災活動を行うことが期待される規模であること。

イ 同一の避難所の区域あるいは小学校の学区等、住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。

(4) 育成強化対策

ア 市町村は、自主防災組織の育成計画を作成し、自主防災組織に対する住民の意識の高揚を図るとともに、次の点に留意して、育成・指導を行う。

(ア) 編成の基準

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定める。

a 自主防災組織内の編成

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等

b 編成上の留意事項

(a) 女性の参画と昼夜間の活動に支障がないような組織編成の検討

(b) 水防活動やがけ崩れの巡視等、地域の実情に応じた対応

(c) 事業所等における自衛消防組織等や従業員の参加

(d) 地域的偏りの防止と専門家や経験者（消防団OB等）の活用

(イ) 規約の策定

自主防災組織の運営に必要な基本的事項について規約を定め、明確にしておく。

(ウ) 活動計画の作成

自主防災組織の活動計画を定める。

a 自主防災組織の編成と任務分担に関する事（役割の明確化）

b 防災知識の普及に関する事（普及事項、方法等）

c 防災訓練に関する事（訓練の種別、実施計画等）

d 情報の収集伝達に関する事（収集伝達方法等）

e 出火防止及び初期消火に関する事（消火方法、体制等）

f 救出及び救護に関する事（活動内容、消防機関等への連絡）

g 避難誘導及び避難生活に関する事（避難の指示の方法、要配慮者への対応、ペット同行避難者への対応、避難場所又は避難所の運営協力等）

h 給食及び給水に関する事（食料・飲料水の確保、炊き出し等）

i 防災資機材等の備蓄及び管理に関する事（調達計画、保管場所、管理方法等）

イ 自主防災リーダーの育成

市町村は、次の事項に留意し、研修の実施などにより自主防災リーダーの育成に努める。

(ア) 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること

(イ) 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等を考慮し、組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダー（その職務を代行しうる者）も同時に

育成すること

(ウ) 男女共同参画の視点から、女性リーダーについても育成に努めること

ウ 訓練・研修の充実

災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、知識・技術の習得とともに、災害発生を想定した防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあっては、平素から発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するための研修や、初期消火訓練、応急救護訓練、避難誘導訓練及び避難所設置・運営訓練等の各種訓練を行い、災害への実践的な対応力を強化するよう努める。

また、市町村は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、多様な世代が参加できるような環境の整備などを行い、市町村の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平素から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

エ 防災資機材の整備等

市町村は、県が実施する自主防災組織への支援事業や、財団法人自治総合センターが実施する「地域防災組織育成助成事業」等を積極的に活用し、自主防災組織に対し防災資機材の整備を促すとともに、地域防災活動の拠点(防災センター等)、消防水利(防火水槽等)及び広場(避難路、避難地等)等の整備を積極的に行うことにより、自主防災組織が災害時に効果的に活動できるよう努める。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅など、既存の公共施設の防災拠点化も検討する。

オ 自主防災組織連絡協議会の設立

県及び市町村は、自主防災組織間の協調・交流を推進するため、自主防災組織連絡協議会の設置を促進する。

(5) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平常時の活動

(ア) 防災に関する知識の普及

(イ) 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡

(ウ) 地域内における危険箇所(山崩れ、がけ崩れ、危険物施設及び延焼拡大危険地域等)の点検

(エ) 地域内における消防水利(消火栓、小川、井戸等)の確認

(オ) 家庭内における防火、防災等についての啓発活動

(カ) 地域内における情報の収集・伝達体制の確立

(キ) 避難地及び医療救護施設の確認

(ク) 火気使用設備・器具等の点検

(ケ) 防災用資機材等の備蓄及び管理

(コ) 各種防災訓練(情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等)の実施等

(サ) 在宅の要配慮者に関する情報の把握等

イ 災害発生時の活動

(ア) 出火防止及び初期消火活動の実施

(イ) 地域住民の安否の確認

(ウ) 負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力

- (エ) 地域内における被害状況等の情報の収集・伝達
 - (オ) 地域住民に対する避難指示等の伝達
 - (カ) 避難誘導活動の実施
 - (キ) 要配慮者の避難活動への支援
 - (ク) 避難生活の指導、避難所の運営への協力
 - (ケ) 給食・給水活動及びその協力
 - (コ) 救助物資等の配布及びその協力
 - (ク) 他地域への応援等
- (6) 関係団体との連携
- 自主防災組織は、次により、女性（婦人）防火クラブ、少年消防クラブ及び幼年消防クラブ等、他の民間防火組織及び民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係団体と連携を図る。
- ア 女性（婦人）防火クラブとの一体的な活動体制づくり
 - イ 少年消防クラブ等の育成強化への協力
 - ウ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体と連携した要配慮者支援の実施
- (7) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進
- ア 自発的な防災活動の推進

市町村内の自主防災組織など一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。

イ 地区防災計画の設定

市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

4 企業（事業所）等における防災の促進

県及び市町村は、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（BCP）の策定促進を図る。また、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取り組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

(1) 企業等における自衛消防組織の育成

① 育成の方針

次の施設を管理等する企業（事業所）等は、自衛消防組織の整備を推進する。

- ア 高層建築物、劇場、百貨店、旅館及び学校等、多数の者が出入し又は居住する施設
- イ 石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ウ 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防火活動を行う必要がある施設

② 育成強化対策

ア 消防法に基づく指導

消防機関は、多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等、消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務づけられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。

特に、多数の者が出入りする小規模なビルや商業施設においては、地震災害特有の対応事項を含めた防災管理が適正に実施されるよう指導を徹底する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

イ 自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

市町村は、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

③ 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災要員の配備
- (イ) 消防用設備等の維持及び管理
- (ウ) 家具・什器等の落下・転倒防止措置
- (エ) 各種防災訓練の実施等

イ 災害発生時の活動

- (ア) 出火防止及び初期消火活動の実施
- (イ) 避難誘導活動の実施等
- (ウ) 救援、救助活動の実施等

(2) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続

的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

県及び市町村は、企業における事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(3) 市町村等における事業継続力強化支援計画の策定促進

県、市町村、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(4) 企業等における帰宅困難者対策の促進

県及び市町村は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

(5) 企業等における緊急地震速報受信装置等の積極的活用

企業等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

第5章 災害ボランティア受入体制整備計画

1 計画の概要

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、県及び市町村等が実施する受入体制及び活動環境の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 一般ボランティア	① 意義 ② 活動分野 ③ 受入体制の整備
2 専門ボランティア	① 意義 ② 活動分野 ③ 受入体制の整備
3 活動環境の整備	

3 一般ボランティア

(1) 意義

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は次のとおりである。

- ア 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- イ 救援物資、資機材等の配分・輸送
- ウ 家財の搬出、家屋の片付け、瓦れきの撤去
- エ 災害情報、生活情報等の収集・伝達
- オ 被災者の話を聞く傾聴活動

(3) 受入体制の整備

県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時におけるボランティアの受入体制を整備する。

ア 県

- (ア) 山形県災害ボランティア支援本部の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備
- (イ) 山形県災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施
- (ウ) 市町村災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録、市町村への情報提供
- (エ) 隣接県並びに全国の災害支援NPO・ボランティア団体等との広域交流を通じたノウハウの研究及び蓄積

イ 市町村

- (ア) 市町村災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備
- (イ) 市町村災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施
- (ウ) 市町村災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録
- (エ) 市町村災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保
- (オ) 地域における防災意識の普及啓発
- (カ) ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

4 専門ボランティア

(1) 意義

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区 分	活 動 内 容	必要な資格等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要配慮者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害危険箇所の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者
水防協力団体（ボランティア）	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動等	水防管理者が指定した団体
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
被災建築物応急危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判定等	被災建築物応急危険度判定士
被災宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度を判定等	被災宅地危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線技士
緊急点検、被害調査ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの
歴史資料救済ボランティア	歴史資料（文化財等）の被害状況の情報収集及び救済活動支援等	歴史資料（文化財等）の取扱いに関する知識を有する者

(3) 受入体制の整備

県関係各課は、市町村、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO、ボランティア関係機関・団体等と相互の連携を図り、専門ボランティアの活動環境等を整備するため、次の取組みを行う。

ア ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。

イ ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等を推進する。

ウ ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。

エ ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及・啓発、加入促進を図る。

オ ボランティア活動が迅速かつ的確になされるよう、受入れや調整を行う体制の整備を図る。

5 活動環境の整備

県及び市町村は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

なお、県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害中間支援機能の強化に努める。市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画や、災害ボランティアセンターを運営する者との協定等に規定することにより、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第6章 防災訓練計画

1 計画の概要

災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、県、市町村、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災訓練について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 県の防災訓練	① 総合防災訓練 ② 緊急登庁訓練 ③ 県災害対策本部設置訓練 ④ 県災害対策本部運営訓練 ⑤ 応援訓練 ⑥ 非常通信訓練
2 市町村の防災訓練	
3 防災関係機関の防災訓練	
4 学校の防災訓練	
5 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練	
6 防災訓練の評価	

3 県の防災訓練

(1) 総合防災訓練

県は、県民の防災意識の高揚と防災活動の円滑化、防災関係機関の連携強化を図るため、市町村との共催により地域住民の参加と協力を得て総合防災訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、以下の事項に留意する。

- 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等との連携に努める。
- 地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。
- 災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に対する十分な配慮に努める。
- ペット同行避難者の受入体制が整備されるよう努める。
- 訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れ、安全確保行動をとる訓練を盛り込むなど地震発生時の対応行動の習熟に努める。
- 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

また、現場の対応力向上を図るため、実施方法や内容等について、適宜、見直しを行っている。

ア 実施時期

原則として、毎年1回、防災の日（9月1日）を中心とした防災週間中（8月30日～9

月5日)とする。

イ 実施場所

原則として、庄内・最北・村山・置賜ブロックを持ち回りで実施する。

ウ 訓練参加機関

県、市町村、防災関係機関、地域住民、自主防災組織、自衛隊等

エ 主な訓練項目

情報収集伝達訓練 災害対処訓練

応援派遣訓練 航空消防防災活動訓練

オ 訓練の方法

実動訓練とする。

(2) 緊急登庁訓練

県は、勤務時間外の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に初動態勢を確立するため、防災関係職員が緊急登庁する訓練を実施する。

(3) 県災害対策本部設置訓練

県は、大規模災害発生時に、迅速かつ的確に初動態勢を確立するため、県災害対策本部を設置する訓練を実施する。

(4) 県災害対策本部運営訓練

県は、初動体制の検証・評価、職員の災害対応能力の向上及び防災意識の向上を図るため、県災害対策本部運営訓練を状況付与型図上訓練等により実施する。

(5) 応援訓練

県は、他の都道府県との応援協定に基づく応援を円滑に実施するため、合同訓練の実施を推進する。

(6) 非常通信訓練

非常通信協議会を構成する各機関及び市町村は、災害時に防災関係機関相互の無線等による通信連絡を迅速かつ確実に行うため、定められた通信ルートにより原則として年1回以上非常通信訓練を実施する。

4 市町村の防災訓練

市町村は、地域における第一次の防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、市町村総合防災訓練実施要綱に基づき以下の点に留意して県に準じた各種訓練を実施する。

(1) 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等多様な主体と連携した訓練を実施すること。

(2) 自主防災組織等をはじめ地域住民及び要配慮者の参加に重点を置くこと。

(3) 県及び防災関係機関との被害情報等の伝達、応援要請訓練を実施すること。

(4) 海岸線を持つ市町にあっては津波の情報伝達、住民避難訓練等の津波防災訓練を実施すること。なお、津波情報伝達訓練には県の参加を求めること。

(5) 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等には県の参加を求めること。

(6) 総合的な防災訓練を年一回以上開催するように努めること。

(7) 図上訓練等を実施するように努めること。

(8) 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した訓練実施に努めること。

(9) ペット同行避難者の受入れを想定した訓練実施に努めること。

- (10) 緊急地震速報をシナリオに取り入れ、安全確保行動をとる訓練を併せて実施するなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めること。
- (11) 季節による防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練計画・実施を検討すること。
- (12) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めること。
- (13) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。
- (14) 訓練項目
 - ・ 防災気象情報伝達訓練
 - ・ 非常招集訓練
 - ・ 災害情報収集訓練
 - ・ 通信手段確保訓練
 - ・ 非常通信訓練
 - ・ 災害対策本部設置訓練
 - ・ 消火訓練
 - ・ 給食給水訓練
 - ・ 救援物資輸送訓練
 - ・ 自主防災組織による初期対応訓練
 - ・ 避難誘導訓練
 - ・ 救出訓練
 - ・ 救急救護訓練
 - ・ 緊急道路確保訓練
 - ・ 災害対策本部運営訓練
 - ・ 災害対処訓練
 - ・ 災害ボランティア受入れ訓練
 - ・ 水防訓練

5 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、県や市町村が実施する総合防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれが定めた計画に基づいて、防災体制の確立、被害情報の収集伝達及び応急措置等に関する訓練を実施する。

特に防災機関相互における被害情報等の伝達、応援要請、広報依頼等の訓練実施について留意する。

6 学校の防災訓練

学校管理者は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

なお、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童・生徒の避難誘導を実施すること。
- (3) 特に海岸線付近にある学校にあっては津波を考慮した避難訓練を実施すること。
- (4) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (5) できる限り地域との連携に努めること。

7 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、大地震が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所して

いることから、施設の管理者は、市町村及び消防等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

8 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 県、市町村及び防災関係機関は、訓練を行うにあたって、可能な限り訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。
- (2) 県、市町村及び防災関係機関は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ、次回訓練の在り方、防災マニュアル、防災協力協定、防災行動計画（タイムライン）等の見直し等を行って、実効性ある防災組織体制等の維持・整備、防災関係機関相互の連携強化を図る。

第7章 避難体制整備計画

1 計画の概要

地震による災害は、火災等の二次災害と相まって大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるために、主に市町村が実施する避難体制の整備について定める（津波に関する避難は「津波災害対策編 第2編第8章、第9章」において定める）。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 避難場所及び避難所の指定と事前周知	① 指定避難所等の定義 ② 指定避難所等の指定 ③ 避難路の設定及び安全確保 ④ 指定避難所等及び避難方法の事前周知 ⑤ 公共用地の活用
2 避難指示等発令体制の整備	
3 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備	
4 避難行動要支援者の避難支援計画	
5 避難誘導體制の整備	
6 防災上特に注意を要する施設の避難計画	① 多数の要配慮者が利用する施設 ② 不特定多数の者が利用する施設 ③ 地下空間を有する施設
7 福祉避難所の指定	
8 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定	
9 県による避難所等の整備	

3 避難場所及び避難所の指定と事前周知

市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、震災による住家の倒壊等により地域住民が生活の本拠を失った場合又は避難が長期にわたる場合を考慮し、避難場所（公園、緑地、グラウンド）及び避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設等）を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所（以下この章において「指定避難所等」という）をあらかじめ指定し、市町村地域防災計画に定めるとともに、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(1) 指定避難所等の定義

ア 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、法の基準を満たし、かつ市町村地域防災計画で指定した場所をいう。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

イ 指定避難所

家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、公民館及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ市町村地域防災計画で指定した施設をいう。

(2) 指定避難所等の指定

市町村は指定避難所等を指定するにあたり、次の事項に留意する。

ア 津波浸水域等の危険区域以外において地区別に指定し、災害の種別ごとに、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。やむを得ず津波浸水域等の危険区域内となる場合は、浸水、高潮、土砂災害に対する安全が確保できる複数階の頑強な建物であること。

また、一旦避難した指定避難所等に更に危険が迫った場合に、他の指定避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用のヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難圏域を設定すること。

イ 指定緊急避難場所については、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定すること。また、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。

ウ 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定すること。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

エ 発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む）をすべて受け入れられる面積を確保すること。また、海水浴場やスキー場等観光客の多い地域では、これらの観光客の受入れも考慮して指定避難所等を整備すること。

《参考》

阪神・淡路大震災の事例や他県の整備状況では、避難場所で1～2㎡/人程度、避難所で3㎡/人程度が目安とされている。

オ 延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保すること。

カ 都市公園等を指定避難所等に指定する場合は、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保すること。

キ 危険物を取り扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。

ク 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。

ケ 指定避難所については、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。

コ 学校を指定避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。学校施設の指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。

サ 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めること。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

シ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。

ス 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPOや医療・保健・福祉の専門家、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めること。

(3) 避難路の設定及び安全確保

市町村は、指定避難所等に至る避難路を設定するとともに、その安全を確保するため、次の事項に留意する。

ア 指定避難所等へ至る避難路について、十分な幅員の確保と延焼防止、がけ崩れ防止等のための施設整備に努めると共に土砂災害発生（予想を含む）の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。

イ その他の道路についても、道路に面する家屋や建造物等が被災した場合に避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。

(4) 指定避難所等及び避難方法の事前周知

市町村は、指定避難所等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図る。

ア 避難誘導標識、避難地案内板等の設置

市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

国、県及び市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

イ 広報誌、防災マップ、チラシ配布

防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

ウ ホームページへの掲載

エ 防災訓練等の実施

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。

イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。

ウ 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。

エ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること。

また、県及び市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域住民が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(5) 自宅療養者等への対応

保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

(6) 公共用地の活用

県及び市町村は、避難場所、避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

4 避難指示等発令体制の整備

(1) 判断基準の明確化

市町村は、災害時に適切な避難指示等ができるよう、あらかじめ明確な判断基準の設定に努める。

また、避難指示等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

(2) 全庁をあげた体制の構築

市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 国や県との連携

市町村は、避難指示等及び土砂災害についてはそれらの発令又は解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

また、国及び県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。

5 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

市町村は、指定避難所等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設、設備及び資機材等の整備に努める。

- (1) 指定避難所及び避難路の耐震化
- (2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、ガス設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備。なお、非常用電源設備は、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた整備に努めるものとする。
- (3) 地域完結型の備蓄施設（既存施設のスペースも含む）の確保並びに給水用資機材、炊き出し用具（食料及び燃料）、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、毛布等の生活必需品や段ボールベッド、パーティション等新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の配備
- (4) 要配慮者、女性及び子供に配慮した資機材等の整備
- (5) 要配慮者に配慮した指定避難所等への誘導標識の整備や、避難施設の空調、洋式トイレ、障がい者用トイレ、スロープ等バリアフリー化などの環境整備
- (6) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーティションや冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境の整備
- (7) 更衣室等のスペース確保等の男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮した施設の環境整備
- (8) 避難所における良好な生活環境の確保

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

6 避難行動要支援者の避難支援計画

市町村は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成するものとする。

7 避難誘導體制の整備

市町村は、避難指示等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導體制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

8 防災上特に注意を要する施設の避難計画

- (1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、保育所、認定こども園、病院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

ア 地域の実情に応じた避難所等（市町村指定の避難所等）、避難経路、誘導及びその指示伝

達の方法

イ 入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制

ウ 集団的に避難する場合の避難所等の確保、保健衛生対策及び給食の実施方法

エ 災害時における施設利用者の受入れに関する他施設との協定等

オ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2) 不特定多数の者が利用する施設

高層建築物、百貨店等大規模小売店舗、興行場、ホテル、旅館、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

イ 利用者の施設外への安全な避難誘導

ウ 避難所等に係る市町村等との事前調整

(3) 地下空間を有する施設

地下通路など地下空間を有する施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

ア 利用者の施設外への安全な避難手段の確保

イ 利用者に対する地下空間が有している危険性の周知

9 福祉避難所の指定

市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、次の事項に留意し、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するように努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

(1) 相談等に当たる介助員等の配置（概ね 10 人の対象者に 1 人）

(2) 高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備

(3) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

指定に当たっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを付設する社会福祉施設、特別支援学校等、受け入れる避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保について配慮すること。

なお、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。前述の公示を利用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要になった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の区分けをする等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努める。

10 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定

市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

11 県による避難所等の整備

県は、大規模災害時における県外からの避難者の受入れや帰宅困難者の退避場所など、広域的な調整を図る観点から必要な避難所等の整備に努める。

また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促す。

第8章 救助・救急体制整備計画

1 計画の概要

大規模地震が発生し、建物の倒壊や火災等が同時多発する現場で、多数の被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 自主防災組織の対策	① 情報の収集・伝達体制の確立 ② 防災訓練の実施 ③ 防災用資機材の整備
2 市町村及び消防機関の対策	① 住民に対する防災意識の啓発 ② 民間等による救助・救急支援体制の確保 ③ 消防機関の救助・救急体制の整備 ④ 連携体制の構築 ⑤ 救助・救急活動における交通確保 ⑥ 医療機関との情報伝達体制の整備 ⑦ 応援受入体制の確立
3 県の対策	① 救急隊員の養成 ② 救急連絡体制の確立 ③ ヘリコプターの運用方法の確立
4 県警察本部の対策	① 被災情報の収集・伝達体制の確立 ② 救助用装備資器材の整備
5 酒田海上保安部の対策	① 海上災害の情報収集・連絡体制の整備 ② 海上における捜索救助体制の確立 ③ 海上における救急搬送の支援

3 自主防災組織の対策

(1) 情報の収集・伝達体制の確立

地域における要救助者の発生状況等を、速やかに市町村又は消防機関、警察機関若しくは酒田海上保安部に通報するとともに、これら防災関係機関の避難の指示等を、速やかに地域住民に伝達する体制を確立する。

(2) 防災訓練の実施

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平時において、消火活動や損壊した建物による生埋者の救助活動等について十分な訓練を行う。

(3) 防災用資機材の整備

救助活動に必要となるチェーンソー、エンジンカッター及び簡易ベッド等の資機材を、市町村の支援を受けて、地域の防災拠点や指定避難所等に整備するよう努める。

4 市町村及び消防機関の対策

(1) 住民に対する防災意識の啓発

救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識の高揚を図る。

また、要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう、その実施方法を検討し確立しておく。

(2) 民間等による救助・救急支援体制の確保

同時多発する建物倒壊や火災等に備え、地元建設業者等から、救助活動に必要な重機や操作要員の派遣が受けられるよう協定を締結する等体制を整備する。

(3) 消防機関の救助・救急体制の整備

ア 常備消防機関

消防機関は、救助隊員、救急隊員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動が行われるよう教育訓練を行うとともに、専任率の向上を図る。また、救急隊員としてより高度な応急処置を行うことができる救急救命士の養成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救助・救急用資機材の整備に努める。

イ 消防団

市町村は、消防団活動に参加しやすい環境整備（機能別分団・団員、大学生団員、女性団員の拡充等）による消防団員の入団促進や消防団協力事業所表示制度の活用などにより消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進する。

さらに、消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の整備・充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救助・救急活動を行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。

また、消防団の救助・救急活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び無線機器等の救助・救急用資機材の整備に努める。

(4) 連携体制の構築

ア 防災関係機関の連携

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、市町村及び消防組織は自らの活動によりこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、警察機関、酒田海上保安部及び県等は適切に情報交換できる体制を整備するなど、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するように努める。また、初期活動から救急搬送までの一連の実動訓練を実施し、防災関係機関の連携や相互の役割分担を常に確認しておく。

イ 民間組織の協力

公衆通信網等が途絶した場合に備え、CATV、コミュニティFM等のメディアの活用を検討するとともに、(一社)日本アマチュア無線連盟山形県支部との災害時応援協定に基づいたアマチュア無線局との情報収集伝達訓練などを通して、災害時における多様な通信手段の確保や情報収集伝達体制の充実強化を図る。

また、各地域のタクシー会社とも、通行中に発見した要救助者の通報について協力が得られるよう体制を整備しておく。

(5) 救助・救急活動における交通確保

被災者を的確に救助するためには、消防機関等が一刻も早く災害現場に駆けつけ、救出した被災者を迅速に医療機関に搬送することが重要であるので、建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の情報提供方法及び交通確保対策を、警察や道路管理者と協議し定めておく。

(6) 医療機関との情報伝達体制の整備

多数の救出者を迅速かつ的確に医療機関に救急搬送するため、緊急患者受入の確認方法等、医療機関との情報伝達体制について協議し定めておく。

(7) 応援受入体制の確立

同時多発災害に自己の消防組織等のみで対応できない場合、関係法令や協定等に基づく他市町村の消防機関、警察及び自衛隊への応援要請について、その順位や手続き等をあらかじめ定めて確認しておく。

また、これら応援に駆け付ける関係機関の受入体制のうち、特に被災者に関する情報の集約、活動区域の分担及び災害現場への応援部隊の誘導方法等について、協議し確立しておく。

5 県の対策

(1) 救助・救急隊員の養成

県消防学校における救助・救急隊員の教育訓練の高度化及び消防機関の行う救急救命士の養成に対する支援に努める。

(2) 救急連絡体制の確立

山形県医療機関情報ネットワークシステムや国の広域災害救急医療情報システム及び災害精神保健医療情報支援システムの活用等、行政・消防・医療機関等の間における情報通信体制の充実に努める。

(3) ヘリコプターの運用方法の確立

医療スタッフの現場投入、救出された重傷者等の医療機関への搬送及び海上等における捜索・救助活動に係る消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等の運用方法を、関係機関と協議し確立しておく。

6 県警察本部の対策

(1) 被災情報の収集・伝達体制の確立

被害状況を迅速に把握し、的確な災害応急対策を講じるため、情報収集・伝達体制の充実及び情報収集に資する資機材の習熟を図り、ヘリコプターテレビシステム等の整備充実を推進する。

(2) 救助用装備資機材の整備

被災者の救助活動に必要なレスキュー車、投光車等警備活動用車両のほか、チェーンソー、ミニレッカー及びスコップ等の救助資機材を整備する。

7 酒田海上保安部の対策

(1) 海上災害の情報収集・連絡体制の整備

海上における災害状況の早期把握と、防災関係機関への迅速な伝達手段等を整備しておく。

(2) 海上における捜索救助体制の確立

海難に遭遇した船舶等に対して迅速かつ的確な捜索救助活動を実施できる体制を確立しておく。

(3) 海上における救急搬送の支援

県等から要請があった際の傷病者、医師等の緊急輸送及び飲料水、食料等の救援物資の輸送支援体制を確立しておく。

第9章 火災予防計画

1 計画の概要

地震による二次災害としての火災発生未然防止と被害の軽減を図るために、市町村や消防機関等が実施する火災予防体制の整備等について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 出火防止	① 一般対策 ② 家庭に対する指導 ③ 防火対象物に対する指導 ④ 防火対象物点検報告制度等の実施指導
2 消防用設備等の適正な維持管理指導	
3 初期消火体制の強化	① 自主防災組織の対策 ② 消火訓練の実施
4 消防施設等の整備	① 市町村による整備 ② 防火管理者による整備 ③ 自主防災組織による整備

3 出火防止

(1) 一般対策

- ア 県、市町村及び消防機関は、広報活動により火災予防思想の普及啓発に務める。
- イ 市町村及び消防機関は、火災の発生を防止するため、都市計画法に基づく防火地域及び準防火地域以外の地域においても、建築物の内装材料等の不燃・難燃化を指導する。
- ウ 消防機関は、飲食店、百貨店等の不特定多数の者が利用すると予想される防火対象物及び工場等で多量の火気を使用する防火対象物について、重点的に予防査察を実施する。

(2) 家庭に対する指導

- ア 市町村及び消防機関は、地域の自主防災組織等を通じて一般家庭に対し火災発生防止対策、消火器の整備と取扱いの指導及び初期消火活動の重要性を周知徹底する。

(ア) 地震発生時の対策

- a 使用中の調理器具、暖房器具等の火を消す、又は電源を切る。
- b ガスにあっては、元栓を締める。
- c 電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切る。

(イ) 平常時の対策

- a 消火器、消火バケツ等の消火用器材の設置
- b 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の設置及び維持管理
- c 危険物及び可燃物等（灯油、食用油、ヘアスプレー等）の保管場所の点検

(3) 防火対象物に対する指導

- 市町村及び消防機関は、消防法に基づき防火管理を行わなければならない防火対象物につい

ては、防火管理者を選任させる。

(4) 防火対象物定期点検報告制度等の実施指導

消防機関は、特定防火対象物（映画館、風俗営業店、飲食店、百貨店、旅館・ホテル、病院等の不特定多数の者が利用するもの）で、収容人員が一定規模以上のもの若しくは特定用途の防火対象物のうち避難が困難なものについては、防火対象物定期点検報告制度に基づく点検報告を実施させ、点検済証（セイフティマーク）を表示することにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

4 消防用設備等の適正な維持管理指導

(1) 市町村及び消防機関は、病院、社会福祉施設等要配慮者が利用する防火対象物に、スプリンクラー設備等の消防用設備等の適正な設置を指導する。

また、それ以外の防火対象物についても、法令等の規定による消防設備等の設置を完全に履行させ、その適正な維持管理を指導する。

(2) 県、市町村及び消防機関は、防火管理者、消防設備士及び消防設備点検資格者を養成、指導する。

5 初期消火体制の強化

(1) 自主防災組織の対策

ア 自主防災組織は、火災の発生状況を、速やかに消防機関、市町村等に通報する体制を確立する。

イ 自主防災組織は、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等を使用した消火活動計画を定めるとともに、消火訓練等を通じてこれらの消防施設等の使用方法を習得しておく。

(2) 消火訓練の実施

消防機関は、防火管理者をおく事業所に対しては、消防計画に基づく各種訓練等を通じ、初期消火体制の確立を指導する。それ以外の事業所及び住民に対しては、地域における自主的な消火訓練を実施するよう指導するとともに、広報資料を配布する等により、初期消火体制を強化する。

6 消防施設等の整備

(1) 市町村による整備

市町村は、市町村消防計画に定めるところに従い、消防力の整備指針を満たすように消防施設、設備及び資機材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保つ。

また、地震発生時における同時多発火災や大規模火災等に対応するため、耐震性貯水槽、自然水利等の多元的な消防水利の整備に努める。

(2) 防火管理者による整備

防火管理者は、その消防計画に定めるところに従い、消防用設備等の整備及び点検を行う。

(3) 自主防災組織による整備

市町村は、「自主防災組織整備事業」、「コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業）」等を活用し、自主防災組織における防火関連資機材及び施設等の整備に努める。

第 10 章 医療救護体制整備計画

1 計画の概要

大規模災害時に発生する多数の傷病者等に対して、困難な条件の下で適切な医療を提供するため、県、市町村、医療関係機関が実施する医療救護体制の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 医療関係施設の役割	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療救護所 ② 一般の医療機関 ③ 救急告示病院 ④ 災害拠点病院等 ⑤ 災害拠点精神科病院 ⑥ D M A T（災害派遣医療チーム）指定病院 ⑦ D P A T（災害派遣精神医療チーム）指定病院
2 医療関係施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療関係施設の整備 ② 医療救護所設置場所の確保 ③ I Tを活用した災害時の情報収集体制の整備 ④ 多チャンネルによる緊急時連絡体制の整備 ⑤ 長時間停電対策 ⑥ 食料等の備蓄
3 医療救護活動体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療救護班及びD M A T並びにD P A T派遣体制の整備 ② D M A T及びD P A T並びにD H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）の養成 ③ 災害医療コーディネーターの設置 ④ 防災マニュアルの整備 ⑤ 災害時医療救護マニュアルの整備 ⑥ ドクターヘリの災害時運用要領等の整備 ⑦ 災害時医療救護訓練の実施
4 医療資器材供給等体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療資器材の確保等 ② 医療資器材搬送体制の整備

3 医療関係施設の役割

災害時において、傷病者に応急処置・医療を提供する被災地内外の医療関係施設（次ページの表参照）は、次の業務を行う。

災害時の医療関係施設	
被災地内	被災地外
傷病者に医療を提供する。	被災地から搬送された重篤者を主とする重傷者に医療を提供する。又は被災地へ医療救護班及びDMA Tを派遣するとともに、災害拠点精神科病院にD P A Tを派遣する。
① 市町村が設置する医療救護所 ② 一般の医療機関(休日・夜間診療所を含む) ③ 災害拠点病院等 ④ DMA T指定病院 ⑤ D P A T指定病院 ⑥ その他自衛隊等により設置される臨時の医療施設	① DMA T指定病院 ② D P A T指定病院 ③ 災害拠点病院等 ④ 災害拠点精神科病院 ⑤ 救急告示病院

(1) 医療救護所

医療救護所は、市町村が設置し、トリアージ及び応急処置を行う。また、後方病院への搬送については、消防機関が行う。

(2) 一般の医療機関（休日・夜間診療所を含む）

一般の医療機関は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行う。

(3) 救急告示病院

救急告示病院は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行うほか、被災地の救護活動が長期化した場合、他の救急告示病院や県医師会などの関係機関と連携・協力を図りながら医療救護班の派遣を行う。

(4) 災害拠点病院等

災害拠点病院及び山形大学医学部附属病院等は、重傷傷病者等の受入れや広域搬送に対応するほか、医療救護班の派遣を行う。

(5) 災害拠点精神科病院

災害拠点精神科病院は、急性期の精神障がい者の優先受入れやトリアージ対応、患者の広域搬送の調整、D P A T活動を指揮・統括する拠点本部の設置及び他機関との連絡調整等を行う。

(6) DMA T指定病院

DMA T指定病院は、県の要請により、DMA Tを被災地内外に派遣する。

派遣されたDMA Tは、県の要請等により県外から派遣されたDMA Tとともに、被災地内外での現場活動、病院支援、地域医療搬送及び広域医療搬送を行う。

(7) D P A T指定病院

D P A T指定病院は、県の要請により、D P A Tを被災地内外の災害拠点精神科病院に派遣する。派遣されたD P A Tは、県の要請等により県内外から派遣されたD P A Tとともに、被災地内外での精神科医療機関の情報収集とアセスメント及び精神科医療の提供、精神保健活動への専門的支援等を行う。

4 医療関係施設の整備等

(1) 医療関係施設等の整備

県、市町村及び医療施設、医療関係団体は、災害時における医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設の耐震化等の整備及び長時間停電対策等の設備整備を図る。県は、災害拠点病院、災害拠点精神科病院及びDMA T指定病院、D P A T指定病院の整備を重点的に推進するとともに、あらかじめ、航空搬送拠点臨時医療施設（S C U）としての機能を山形空港及び庄内空港に整備する。

(2) 医療救護所設置場所の確保

市町村は、次の事項に留意して災害時における医療救護所の設置予定場所をあらかじめ定め、市町村地域防災計画に掲載して地域住民や防災関係機関に周知するとともに、地域の医療機関や医師会等関係団体に対して情報提供を行う。

ア 設置場所

- (ア) 二次災害の危険のない場所であること。
- (イ) 傷病者搬送のための道路に直接アクセスできる場所であること。
- (ウ) 住民等に比較的知られている場所であること。
- (エ) ヘリコプターの緊急離着陸が可能な場所に近接していること。

イ 設置スペース

冬季間の積雪・厳寒を考慮し、トリアージ、治療及び搬送待合の各スペースが屋内に確保できる建物。

ウ 設置数

災害現場から徒歩で搬送可能な範囲が適当であることを考慮し、概ね人口1万人に1カ所、中学校の学区程度に1カ所程度を目安とする。

(3) ITを活用した災害時の情報収集体制の整備

ア 広域災害救急医療情報システム

県及び災害拠点病院は、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「広域災害救急医療情報システム」を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。また、定期的に操作等の研修・訓練を行う。

イ 災害精神保健医療情報支援システム

県及び災害拠点精神科病院は、災害時に医療施設の診療状況及び精神科医療の支援ニーズ等を迅速に把握するため、「災害精神保健医療情報支援システム」を活用し、適切な災害時精神科医療提供体制を構築する。また、定期的に操作等の研修・訓練を行う。

ウ 山形県医療機関情報ネットワーク

県、市町村、医療施設、医療関係団体等は、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「山形県医療機関情報ネットワーク」等を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。また、定期的に操作等の研修・訓練を行う。

エ 非常用通信手段の確保

県、市町村及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

(4) 多チャンネルによる緊急時連絡体制の整備

医療関係施設は、衛星電話、防災行政無線、衛星通信等、多チャンネルによる連絡体制

を整備する。

(5) 長時間停電対策

災害拠点病院等は、発災後、72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

(6) 食料等の備蓄

災害拠点病院等は、食料、飲料水、医薬品の備蓄の充実に努める。

5 医療救護活動体制の整備

(1) 医療救護班及びDMAT派遣体制の整備

県は、災害拠点病院、県立病院（災害拠点病院に指定されている病院を除く。）、山形大学医学部附属病院、県医師会、県看護協会、県薬剤師会、県歯科医師会、日本赤十字社山形県支部等（以下「派遣元」という。）の協力を得て、市町村からの要請により、医療救護所において医療救護に従事する医療救護班を派遣するための体制をあらかじめ整備しておく。

また、DMAT指定病院の協力を得て、被災地内外での現場活動、地域医療搬送、病院支援及び広域医療搬送を行う専門的な研修を受けた機動性を持つDMATを派遣するための体制をあらかじめ整備しておく。

医療救護班及びDMATの人員構成は、1班につき概ね医師1～2名、看護師1～2名、業務調整員1～2名、計4～5名程度とし、その装備・服装・携帯品等は、自己完結型の医療活動に適したものを旨とする。細部はそれぞれの派遣元の決定するところによる。

さらに、DMATが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、DMATから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努める。

(2) DPAT派遣体制の整備

県は、DPAT指定病院の協力を得て、被災地内での情報収集とアセスメント及び精神科医療機能に対する後方支援を行う専門的な研修を受けた機動性を持つDPATを派遣するための体制をあらかじめ整備しておく。

DPATの人員構成は、1班につき4名程度とする。メンバーは、精神科医師、看護師、業務調整員で組織され、県内又は県外での活動に関わらず、被災地の交通事情やライフラインの被害等、あらゆる状況を想定し、移動、医薬品等の医療資器材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

(3) DMATの養成

災害発生時にDMATとして活動するためには、国の実施する「災害派遣医療チーム研修」の受講が必須であるため、当研修の受講を推進し、DMAT体制の拡充を図る。

(4) DPATの養成

災害発生時にDPATとして活動する隊員は、県が実施する「災害派遣精神医療チーム研修」など、専門的な研修を受講した者とし、県は、隊員の資質の向上等を図るための研修や訓練の

場の設定に努める。

(5) DHEATの養成

県は、DHEATの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するよう努める。

(6) 災害医療コーディネーター等の設置

県は、被災地内外での医療救護班及びDMATの現場活動、病院支援、地域医療搬送及び広域医療搬送、並びにDPATによる精神科病院の情報収集とアセスメント及び精神科医療機能に対する後方支援を円滑かつ迅速に実施するための調整役となる災害医療コーディネーター等を設置する。

(7) 防災マニュアルの整備

各医療機関は、その実情に応じ、二次災害の防止、被害状況の確認、職員の参集、緊急の診療場所・患者収容場所の確保等についての防災マニュアル等を整備し、災害時の活動体制を確立するよう努める。

(8) 災害時医療救護マニュアルの整備

県（本庁及び保健所）、市町村、医療機関及び関係団体等は、災害時における医療救護活動を円滑に実施するための具体的行動指針となるマニュアルを整備する。

(9) ドクターヘリの災害時運用要領等の整備

県は、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

(10) 災害時医療救護訓練の実施

県は、災害時における医療救護について、効率的かつ安全な医療救護活動体制を整備するため、医療機関と連携した訓練を実施する。

6 医療資器材供給等体制の整備

(1) 医療資器材の確保等

県は、山形県医薬品卸業協会等の関係団体と協力・連携して、流通備蓄により、災害時に必要となる医薬品・医療資器材を確保する。災害時に不足するおそれのある輸血用血液製剤については、日本赤十字社山形県支部と連携し確保する体制を整備する。

また、病院等で被災し損傷した医療機器について、速やかな修理等が行われるよう関係団体とあらかじめ調整を行う。

市町村は、その有する自治体病院等において、災害時に医療救護所等において必要となる医薬品・医療資器材・輸血用血液製剤等を確保するよう努める。

(2) 医療資器材輸送体制の整備

県及び市町村は、医薬品・医療資器材・輸血用血液製剤等を傷病者の医療救護のため必要な医療機関・医療救護所に速やかに提供できるよう、物資拠点等を確保するとともに、関係団体と連携し輸送体制の確立に努める。

第 11 章 地震防災施設等整備計画

1 計画の概要

県及び市町村等が、地震防災上特に必要な施設及び資機材を整備するための計画について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 整備対象施設等	① 消防施設の整備 ② 防災資機材の整備 ③ 防災活動拠点施設の整備
2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	① 計画期間 ② 対象事業 ③ 計画事業費等

3 整備対象施設等

(1) 消防施設の整備

市町村は、地震が発生した場合における消火栓の使用不能や消防ポンプ自動車の進入不能等消火活動に支障をきたす事態発生が予想されることから、耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防力の整備指針等に基づき消防施設の計画的な整備充実を図る。

(2) 防災資機材の整備

県及び市町村等の防災関係機関は、震災初動期に対処するための応急資機材を中心に、防災資機材の整備充実を図る。整備状況に不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

ア 自主防災組織等が使用する資機材

市町村は、消防庁の補助事業等を活用する等により、住民が緊急時の救助等に使用する資機材を、自主防災組織の単位ごとにきめ細かく配置する。

イ 県及び市町村における防災資機材の整備

県及び市町村は、災害発生時の応急活動に必要な次の資機材の整備に努める。

(ア) 県が整備する資機材

- a 防災拠点へ配置する防災資機材
- b 消防防災ヘリコプター用資機材
- c 水防用資機材

(イ) 市町村が整備する資機材

- a コミュニティ防災拠点へ配置する資機材
- b 消防本部等が使用する救助用資機材
- c 水防用資機材

(3) 防災活動拠点施設の整備

市町村は、耐震性構造の防災センター等を整備し、災害発生時の防災活動の拠点として、ま

た、平常時には住民に対する防災教育、訓練の場として活用するとともに、当該施設に応急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の整備を進める。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路にある道の駅など、既存の公共施設の防災活動拠点施設化も検討する。

国及び県は、道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港に都道府県域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備する。

4 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県及び市町村は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画的に整備を推進する。

(1) 計画期間

第6次地震防災緊急事業五箇年計画 令和3年度～令和7年度

(2) 対象事業

県地域防災計画に定められた事項のうち、次に掲げる施設等の整備であつて、主務大臣の定める基準に適合するもの（市町村事業を含む。）。

ア 避難地

イ 避難路

ウ 消防用施設

エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

オ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設(港湾法第2条第5項第2号の外かく施設、同項第3号のけい留施設及び同項第4号の臨港交通施設に限る。)又は漁港施設(漁港法第3条第1号イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第2号イの輸送施設に限る。)

カ 共同溝、電線共同溝等の電線及び水管等の公益物件を収容するための施設

キ 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

ク 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

ケ 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

コ 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

サ 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

シ キ～サまでに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの

ス 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設又は河川法第3条第2項に規定する河川管理施設

セ 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

ソ 地震災害発生時に、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

- タ 地震災害発生時に、迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- チ 地震災害発生時における飲料水及び電源等を確保し、被災者の生活を維持するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール及び自家発電設備その他の施設又は設備
- ツ 地震災害発生時に必要となる非常用食料及び救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- テ 地震災害発生時に、負傷者を一時的に収容及び保護するために必要となる救護設備又は資機材
- ト 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- ナ その他、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

(3) 計画事業費等

地震防災対策特別措置法 第3条第1項各号		事業量	事業費 (単位：百万円)
1号	避難地	—	—
2号	避難路	2.2Km・11箇所	11,776
3号	消防用施設	512箇所	11,055
4号	消防活動用道路	—	—
5号	5-1号 緊急輸送道路	17.44m・48箇所	37,531
	5-2号 緊急輸送交通管制施設	28箇所	224
	5-3号 緊急輸送ヘリポート	—	—
	5-4号 緊急輸送港湾施設	—	—
	5-5号 緊急輸送漁港施設	1箇所・1バース	580
6号	共同溝等	2.3km・16箇所	16,424
7号	医療機関	—	—
8号	社会福祉施設	—	—
8の2号	公立幼稚園	—	—
9号	公立小中学校等		
	9-1号 校舎	3棟・3校	959
	9-2号 屋内運動場	2棟・2校	52
	9-3号 寄宿舍	—	—
10号	公立特別支援学校		
	10-1号 校舎	—	—
	10-2号 屋内運動場	—	—
	10-3号 寄宿舍	—	—
11号	公的建造物	1施設	1,300
12号	12-1号 海岸保全施設	—	—
	12-2号 河川管理施設	—	—
13号	13-1号 砂防設備	14箇所	2,344
	13-2号 保安施設	27箇所	1,097
	13-3号 地すべり防止施設	13箇所	769
	13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	2箇所	266
	13-5号 ため池	56箇所	10,671
14号	地域防災拠点施設	—	—
15号	防災行政無線	10箇所	450
16号	水・自家発電設備等	—	—
17号	備蓄倉庫	4箇所	129
18号	応急救護設備等	—	—
19号	老朽住宅密集対策	—	—
総事業費			95,627

参考：第6次地震防災緊急事業五箇年計画（R4.3.31現在）

第12章 防災用通信施設災害予防計画

1 計画の概要

防災関係機関が、災害発生時の通信手段確保のために実施する情報通信施設の災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災用通信施設の整備状況	① 防災関係機関の無線通信施設 ② 山形県防災行政無線 ③ 市町村防災行政無線
2 通信施設の災害予防措置	① 停電対策 ② 耐震・障害対策 ③ 運用対策
3 通信機器の必要数の確保	
4 電気通信設備等の活用	① 移動系通信設備 ② 災害時優先電話

3 防災用通信施設の整備状況

(1) 防災関係機関の無線通信施設

県内で整備されている通信網としては、山形県防災行政無線網、警察無線通信回線網、水防・道路用無線通信回線網、海上保安用通信回線網及び各消防本部等の消防無線通信施設がある。

また、都道府県と消防庁を結ぶ消防防災無線網、都道府県と内閣府等中央省庁とを結ぶ中央防災無線網（緊急連絡用回線網）が整備されている。さらに市町村では市町村防災行政無線設備が整備されている。

(2) 山形県防災行政無線

山形県防災行政無線は、地域における防災対策、応急救助及び災害復旧に関する業務を遂行するための情報通信を担うことを目的として設置されている。市町村、消防本部及び県関係機関等、防災関係機関82機関を無線回線（非常用電源完備）で結び、更には、衛星通信により消防庁及び都道府県間等との通信が可能となっている。これらシステムは、従来からの電話・ファクシミリに加え、災害映像を関係機関へ伝送できるが、高速大容量伝送に備え、今後、デジタル化を進めていく。

(3) 市町村防災行政無線

市町村は、災害発生時に住民、地域防災関係機関、生活関連公的機関等との間で、情報の収集、伝達を行うため、次の通信施設の整備を推進する。また、緊急地震速報、津波警報等及び地震・津波情報の住民への情報伝達のため、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）と防災行政無線の自動放送連携に努める。

ア 同報系無線

地域住民に対する災害情報の迅速な周知徹底を目的とした屋外拡声器と戸別受信機からなる設備である。

イ 移動系無線

現地の被害状況を把握することを目的とし、市町村庁舎と防災関係機関、行政関係機関等との相互連絡に活用する設備で、車載型、可搬型及び携帯型等がある。

4 通信施設の災害予防措置

(1) 県及び市町村は、非常通信体制の整備、応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

(2) 国、県及び市町村等の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努め、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点に十分配慮する。

ア 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進を図る。

イ 既存施設について、通信鉄塔、局舎、通信設備及び機器等の耐震点検と補強、固定を行い耐震性を強化する。

ウ 災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進に努める。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県及び市町村等を通じた一体的な整備を図る。

エ 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練への積極的な参加に努める。

また、商用電源の停電時に備え、各通信施設に非常用発電設備及び直流電源設備等を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに損壊の危険性が低い堅固な場所への設置等を図る。

オ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図る。

カ 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

キ 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制の構築を図る。

(3) 通信手段の多様化

国、県及び市町村は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ソーシャルメディア等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

(4) 最新の情報通信関連技術の導入

県及び市町村等は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

5 通信機器の必要数の確保

災害現場における各機関相互の防災活動を円滑に進めるために必要な防災相互通信用無線機等の整備に努める。また、通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

6 電気通信設備等の活用

(1) 移動系通信設備

県、市町村は、災害時に有効な携帯電話や衛星携帯電話・衛星通信、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。

また、住民への伝達においても、携帯端末の緊急速報メール、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用し、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

(2) 災害時優先電話

県、市町村防災関係機関は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう計画する。また、災害用として配備されている無線電話等の機器についての運用方法等について習熟するため、職員の教育訓練を実施する。

(3) IP電話

IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

(4) 電気通信事業者が提供する伝言サービス

国、県、市町村は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

第 13 章 地盤災害予防計画

1 計画の概要

地震により発生するがけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害の未然防止と、被害の軽減を図るために、県及び市町村等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 土砂災害警戒区域等の調査・周知	① 基礎調査の実施 ② 土砂災害警戒区域等の指定・周知
2 山地災害危険地区の調査・周知	① 調査の実施 ② 山地災害危険地区の周知
3 地盤災害予防対策の推進	① 危険箇所の法指定 ② 地盤沈下の防止 ③ 災害防止対策工事の推進 ④ 警戒体制の確立 ⑤ 緊急連絡体制の確立 ⑥ 緊急用資機材の確保
4 軟弱地盤等液状化対策等の推進	① 地盤液状化現象等の調査研究 ② 地盤改良・液状化対策工法の普及
5 災害防止に配慮した土地利用の誘導	① 危険住宅等の移転推進 ② 危険箇所の禁止制限行為に対する審査体制の整備等
6 被災宅地危険度判定体制の確立	
7 緊急調査及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立	

3 土砂災害警戒区域等の調査・周知

(1) 基礎調査の実施

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査を定期的に行い、その結果を市町村に通知するとともに、警戒区域等に相当する区域を明示して公表する。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定・周知

県は、基礎調査の結果、土砂災害が発生した場合には県民等の生命及び身体に危害が生じるおそれがある土地の区域を「土砂災害警戒区域」また、建築物に損壊が生じ県民の生命及び身体に著しい危害が生じるおそれのある土地の区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

また、市町村とともに関係図書を一般の縦覧に供するほかホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

市町村は、これらの土砂災害警戒区域等を市町村地域防災計画に明記するとともに、土砂災

害警戒区域に指定された区域毎に警戒避難体制の整備等に関する事項について定め、地域住民等に周知徹底を図る。

4 山地災害危険地区の調査・周知

(1) 調査の実施

県は、山地災害危険地区調査要領に基づき、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その結果を市町村に提供する。

(2) 山地災害危険地区の周知

県は、調査の結果、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区や災害が発生した地区を「山地災害危険地区」とし、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

また、市町村は、これらの「山地災害危険地区」を市町村地域防災計画に明記するとともに、地域住民等に周知徹底を図る。

5 地盤災害予防対策の推進

(1) 危険箇所の法指定

県は、危険箇所を関係法令に基づく指定箇所に指定し、一定の行為を禁止・制限する。

法令名	指定箇所名
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域 造成宅地防災区域

(2) 地盤沈下の防止

県及び市町村は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

(3) 災害防止対策工事の推進

国、県及び市町村は、法指定を受けた危険箇所の災害防止対策工事を積極的に推進する。

(4) 警戒体制の確立

県は、市町村と連携し、危険箇所の巡視・点検を強化して警戒体制を確立する一方、警戒・警報機材を整備し、情報を収集・伝達するためのネットワークの整備を図る。

(5) 緊急連絡体制の確立

県及び市町村は、緊急時における防災関係機関や自主防災組織との連絡体制を確立しておく。

(6) 緊急用資機材の確保

県及び市町村は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材を確保し、緊急時に備える。

6 軟弱地盤等液状化対策等の推進

(1) 地盤液状化現象等の調査研究

県及び市町村は、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にして地盤の液状化現象に関する調査研究を行い、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努める。また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化災害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

(2) 地盤改良・液状化対策工法の普及

県及び市町村は、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

7 災害防止に配慮した土地利用の誘導

(1) 危険住宅等の移転推進

県及び市町村は、安全対策を検討のうえ、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進する。

(2) 危険箇所の禁止制限行為に対する審査体制の整備等

県は、災害防止に配慮した安全な土地利用を誘導するための審査指導體制を整備するとともに、開発事業者への各種法規制の徹底及び啓発・指導を行う。

8 被災宅地危険度判定体制の確立

県及び市町村は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

9 緊急調査及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立

国及び県は、「風水害対策編第2編第2章大規模土砂災害対策計画」に定める地震に伴い発生する大規模な土砂災害発生時における土砂災害防止法に基づく緊急調査、土砂災害緊急情報の通知及び一般への周知が迅速かつ的確になされるよう、実施手順を定めるとともに関係機関との連携を強化するなど実施体制の整備を図る。

第14章 孤立集落対策計画

1 計画の概要

中山間地域など、地震の際、土砂災害などによる交通途絶により孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進するとともに、孤立した際の救援が届くまでの自立を前提に、食料などの物資や通信機器類などの防災資機材の備蓄を進め、防災体制の整備を行うものである。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 孤立するおそれのある集落の把握	
2 防災資機材等の整備	① 通信手段の確保 ② 食料等の備蓄 ③ 避難所の確保 ④ 防災資機材の整備 ⑤ ヘリ離着陸可能な場所の確保
3 孤立予防対策の推進	
4 防災体制の整備	① 自主防災組織の育成等 ② 防災体制の整備

3 孤立するおそれのある集落の把握

県及び市町村は、地震に伴う土砂災害等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難となる集落や地震又は津波により船舶の停泊施設が使用不可能となり海上交通が途絶する恐れのある集落(以下「孤立可能性のある集落」)について把握するとともに、集落人口や世帯数、通信設備及び防災資機材の整備状況などの集落の状況を把握する。

4 防災資機材等の整備

(1) 連絡手段の確保

市町村は、集落が孤立し、また一般的な公衆回線も不通となった際、市町村、消防機関及び警察機関との連絡手段が確保できるよう、防災行政無線や衛星携帯電話などの通信設備並びに連絡手段となりうる資機材の整備に努める。

(2) 食料等の備蓄

市町村は、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行うとともに住民に対して、食料等備蓄を呼びかける。

(3) 避難所の確保

市町村は、土砂災害警戒区域等の危険箇所における住民の避難や冬期間の屋外避難の困難等から、孤立すると予想される地域内に避難所となりえる場所を確保し、予め住民に対し周知する。

(4) 防災資機材の整備

市町村は、発電機、暖房器具及び燃料等、冬期間の暖房確保や調理する際に必要となる資機材など確保に努める。

(5) ヘリ離着陸可能な場所の確保

県及び市町村は、負傷者や食料等の搬送、住民の避難などの緊急事態に備え、ヘリコプターが臨時に離着陸できる場所を確保するとともに、これら離着陸場所をデータベース化し、防災関係機関に周知していく。

5 孤立予防対策の推進

国、県及び市町村は、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、雪崩、落橋等による交通途絶から集落が孤立することを防止するため、これら危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。

6 防災体制の整備

(1) 自主防災組織の育成等

市町村は、住民自ら、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう自主防災組織の結成、育成を進めるとともに、自主防災組織等と消防団や地域の企業・事業所などとの連携を促進する。

(2) 応援体制の整備

防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図られるよう関係機関との応援体制を整備する。

第 15 章 都市防災計画

1 計画の概要

都市地域を火災や震災等による被害から守るために、県及び市町村等が実施する都市計画事業等の推進について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 都市計画の地域地区等指定による災害に強いまちづくり	① 防火地域・準防火地域の指定 ② 用途地域の指定 ③ 地区計画の決定
2 土地区画整理事業等の推進による防災性の強化	① 災害危険市街地の解消 ② 災害に強い新市街地の整備 ③ 市街地不燃化の促進
3 防災空間の整備による安全性の確保	① 公園・緑地整備事業の推進 ② 街路整備事業の推進 ③ 都市防災推進事業の推進

3 都市計画の地域地区等指定による災害に強いまちづくり

道路用地・公共用地の確保と都市計画法に基づく次の地域地区指定等の組み合わせによる合理的な土地利用の誘導等により、望ましいまちづくりを推進することにより、都市地域の防災効果を高める。

(1) 防火地域・準防火地域の指定

既存の密集住宅地や高度な土地利用を図る地域について、防火地域や準防火地域を指定することにより、耐火性の高い建築物を誘導し、火災に強い市街地の整備を図る。

(2) 用途地域の指定

工場、住宅等の混在する地域において、用途地域を指定することにより、建築物の用途純化を誘導し、地震発生時における火災の発生及び拡大要因を除去する。

(3) 地区計画の決定

地区計画の決定による道路用地・公園用地の確保、建築物の用途純化等により、災害に強い市街地整備を誘導する。

4 土地区画整理事業等の推進による防災性の強化

土地区画整理事業・市街地再開発事業等により、防災上不健全で危険な木造密集市街地の解消及び無秩序な市街地形成の防止を図り、防災性の高い都市構造形成を推進する。

(1) 災害危険市街地の解消

防災上危険な木造密集市街地を解消し、災害に強い都市構造とするには、幹線道路等の主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路等を総合的・一体的に整備することが重要である。

そのため、県は、総合的な都市整備手法である土地区画整理事業の推進を市町村に積極的に

働きかけ、災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 災害に強い新市街地の整備

県及び市町村は、新市街地の整備が必要な場合には市町村等施行の土地区画整理事業等を実施し、防災上危険となる無秩序な市街地の形成を防止する。

(3) 市街地不燃化の促進

既成の市街地のうち、低層の木造建築物が密集し、防災上不健全な地域においては、市街地再開発事業や土地区画整理事業により、細分化された敷地を統合し、不燃化された共同建築物に建て替え、あわせて公共広場等の公共施設を確保する必要がある。

このため、県は、市町村や市街地再開発組合等が実施する市街地再開発事業及び土地区画整理組合等が実施する土地区画整理事業に対し、指導・助成を行い事業を促進する。

5 防災空間の整備による安全性の確保

県及び市町村等は、都市における地震火災に対する安全を確保するため、建築物の耐震不燃化並びに公園、緑地、広場及び街路等の防災空間の整備に努める。

(1) 公園・緑地整備事業の推進

公園・緑地は、災害時における避難救援活動の場、あるいは大火災の延焼を防止するための緩衝帯として、防災上重要な役割を担っている。

そのため、主に市街地の公園・緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ、外周部に植栽して緑化を行いながら、その拡充・整備に努める。

(2) 街路整備事業の推進

都市内道路の整備、拡幅等により、都市内に空間を与えて、火災の延焼を防止するとともに、緊急輸送及び避難路としての機能をも併せて確保する。

(3) 都市防災推進事業の推進

県は、土地区画整理事業等による都市基盤の整備にあわせて、国、市町村等の関係機関と連携し、医療、福祉、行政及び備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中的に整備し、災害時における防災の拠点となる防災街区等の整備を促進する。

第 16 章 建築物災害予防計画

1 計画の概要

地震による建築物災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう、庁舎、病院及び学校等の防災上重要な公共建築物、一般建築物等の耐震性及び不燃性の強化等を促進するために、県及び市町村等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 建築物の耐震性の確保	① 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の確保 ② 建築物の耐震診断・耐震改修の促進 ③ 防災設備等の整備、維持管理
2 公共建築物の耐震化の推進	① 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震化の推進 ② 広く県民が利用する公共建築物等の耐震化の推進 ③ その他の公共建築物の耐震化の推進
3 一般建築物等の耐震化の推進	① 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化の推進 ② 住宅・建築物の耐震化 ③ ブロック塀、石塀等の倒壊防止 ④ 窓ガラス等二次部材の落下防止 ⑤ 家具、電気製品等の転倒・落下防止
4 耐震診断等推進体制の整備	① 耐震診断技術者の育成・登録 ② 被災建築物の応急危険度判定体制の確立
5 建築物の火災耐力の向上促進	① 既存建築物に対する改善指導 ② 防火基準適合表示制度による指導
6 地震保険の普及・啓発	

3 建築物の耐震性の確保

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の確保

県及び市町村は、大規模地震災害が発生した場合に、防災活動の拠点となる建築物（以下「防災拠点施設」という。）の安全性を確保するため、新築、建替え時においては、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年）」を参考に、耐震性を強化した施設づくりに努める。

- ア 災害対策本部が設置される施設（県庁舎、市町村庁舎等）
- イ 医療救護活動に従事する機関の施設（保健所、病院等）
- ウ 応急対策活動に従事する機関の施設（警察署、消防署、県・市町村等の出先庁舎等）
- エ 避難施設（学校、体育館、文化施設等）
- オ 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、障がい福祉施設等）

(2) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

県は、「山形県建築物耐震改修促進計画」（平成 19 年 1 月策定。以下「県促進計画」という。）

を定め、市町村は「市町村建築物耐震改修促進計画」を定めるように努める。県及び市町村は、定めた計画に基づき、建築基準法による現行耐震基準施行(昭和 56 年)以前の建築物を中心に、県内全域において耐震診断を実施し、必要と認められたものから、順次、改修等を推進するよう努め、実施する場合は「住宅・建築物耐震改修事業等」の活用を図り耐震化を推進する。また、県及び市町村は、老朽化の兆候が認められる指定避難所等についても、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(3) 防災設備等の整備、維持管理

ア 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- (ア) 配管設備類の耐震性の強化
- (イ) 非常用電源の基本能力の確保
- (ウ) 飲料水の基本水量の確保
- (エ) 消防防災用設備等の充実
- (オ) 情報・通信システム等の耐震性能の向上等

イ 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

4 公共建築物の耐震化の推進

県及び市町村は、防災活動の拠点となる公共建築物等の耐震化の推進を図るために、主体的に取り組むための基本的な考え方を示した「山形県公共施設等耐震化基本指針(平成 17 年 3 月策定)」及び「県促進計画」に基づき、公共建築物の耐震化(耐震診断・耐震改修(天井材等の非構造部材の落下防止対策及び昇降機の耐震化を含む。以下同じ))を計画的かつ効果的に推進する。特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震化の推進

災害対策本部・支部を設置する施設、警察署、消防署、医療機関、避難所となる施設、学校、社会福祉施設などの災害対策基本法第 50 条に定める災害応急対策を実施するにあたり拠点となる施設の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。

(2) 広く県民が利用する公共建築物等の耐震化の推進

文化施設、社会教育施設、体育施設などの広く県民が利用する施設、危険物等を貯蔵又は使用する施設の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。

(3) その他の公共建築物の耐震化の推進

上記以外の公共建築物の耐震化についても、計画的に推進していく。

5 一般建築物等の耐震化の推進

(1) 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

ホテル、百貨店及びターミナル等、不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、(2)に掲げる一般建築物の耐震化に努める一方、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策等を指導する。

ア 震災時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収

集伝達体制の整備

- イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
 - ウ 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル・地下街における各テナントによる避難等の連携の徹底
 - エ 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
 - オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行
 - カ 商業ビル・地下街における個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底
- (2) 住宅・建築物の耐震化
- ア 特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断・改修
 - (ア) 県及び市町村は、一般建築物については、「特定既存耐震不適格建築物」（「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条に定める昭和56年以前に建築されたもの。）を主な対象として、耐震診断や必要な改修を促進する。
 - (イ) また、耐震改修促進法第16条に規定する既存耐震不適格建築物についても、県促進計画及び県実施計画の考え方に基づいて、重要度を考慮しつつ耐震診断・改修を促進する。
 - (ウ) 防災拠点施設等については、重要性、緊急性を考慮し、必要に応じて、耐震改修促進法第7条の要安全確認計画記載建築物に指定することで、耐震化を促進する。
 - (エ) 耐震改修促進法第22条の耐震基準適合表示制度の周知により、耐震化の意欲を喚起する。
 - イ 耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発
 - 県及び市町村は、次により、建築物所有者に対して耐震改修促進法の趣旨・内容を周知し、耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発に努める。
 - (ア) 木造住宅所有者等に対し、自らが簡易に耐震性を診断する方法や補強方法等について、講習会・相談会の開催やリーフレットの配布、ビデオ等により、普及・啓発を図る。
 - (イ) 木造住宅所有者等からの耐震診断・改修の相談に応ずるため、相談窓口の拡充に努める。
- (3) ブロック塀、石塀等の倒壊防止
- 県及び市町村は、地震によるブロック塀、石塀等の倒壊を防止するため、避難場所や避難路、通学路沿いのブロック塀、石塀等の所有者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。
- (4) 窓ガラス等二次部材の落下防止
- 県及び市町村は、地震発生時に建築物の窓ガラス、看板等の落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路に面する建築物の管理者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。
- (5) 家具、電気製品等の転倒・落下防止
- 県及び市町村は、地震発生時における家具、電気製品等の転倒・落下による居住者の被害を防止し、又は二次災害の誘発を防止するため、その転倒・落下防止措置について住民に周知徹底を図る。

6 耐震診断等推進体制の整備

(1) 耐震診断技術者の育成・登録

市町村は、既存木造住宅の耐震診断等を推進するため、建築関係団体と連携し、耐震診断の講習会を開催し、受講した技術者を耐震診断士として認定登録する。講習会の講師は県が派遣する。

(2) 被災建築物の応急危険度判定体制の確立

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、県及び市町村は、次により被災建築物の応急危険度判定体制の確立に努める。

ア 応急危険度判定士の確保

県は、応急危険度判定士を計画的に養成・登録するため、建築士等を対象に講習会を開催し、受講者のうち希望する者を応急危険度判定士として認定する。また、認定台帳を居住地別に作成し、その地域を管轄する市町村に配布する。

イ 判定コーディネーターの養成・登録

県は、応急危険度判定を円滑に実施するため、行政職員等で、判定士の指導支援を行う判定コーディネーターをあらかじめ養成し、登録する。また、登録台帳を作成し、市町村に配布する。

ウ 判定資機材等の整備

県は、市町村と協力して、応急危険度判定活動に必要な資機材・装備の整備を行う。

エ 関係機関における協力体制の確立

県は、応急危険度判定を円滑に実施するため、判定実施に関し必要な事項について、市町村、建築関係団体等と協議を行う。また、市町村は、地域の実情に沿う応急危険度判定の実施を可能とするため、地域の建築関係団体等と協議を進める。

(3) 被災宅地の危険度判定体制の確立

県及び市町村は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。（第13章より再掲）

7 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、県及び市町村は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

(1) 既存建築物に対する改善指導

建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、百貨店、旅館等不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

(2) 防火基準適合表示制度による指導

消防機関が実施する「防火基準適合表示制度」による表示マーク交付に際し、消防機関と連携して建築構造、防火区画及び階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

8 地震保険の普及・啓発

地震保険は、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋設又は流失による住宅等の損害を補償する地震災害専用の保険である。また、地震保険に関する法律に基づいて国と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険であり、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的としている。

火災保険では、地震を原因とする火災による損害や地震により延焼・拡大した損害は補償されないため、これらの補償を受けるには地震保険に加入する必要がある。

このことから、地震保険は、被災者の生活再建又は住宅再建などのために有効な手段の一つであり、被災地域の早期復興という点でも重要であることから、県及び市町村等は、関係団体等と連携・協力しながら地震保険の普及・啓発を図る。

9 空き家対策

緊急輸送路や避難路沿道の建築物が倒壊することによって、避難や防災活動の妨げになることが考えられる。特に、老朽化した空き家は、地震時の揺れによる外壁等の飛散や倒壊、火災による延焼など、通行人への被害や隣接する建築物への二次災害のおそれがある。

そのため、災害による被害が予測される空き家等については、市町村が平常時より状況の確認に努める。

また、市町村は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

第17章 輸送体制整備計画

1 計画の概要

災害発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するために、県、市町村等が実施する輸送体制の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検	
2 緊急輸送道路ネットワークの設定	① 緊急輸送道路ネットワークの定義 ② ネットワークに指定する道路の基準 ③ 連携体制の強化
3 物資拠点の環境整備等	
4 臨時ヘリポート候補地の選定	
5 緊急輸送用車両等の確保・整備	
6 緊急通行車両確保のための事前対策	① 緊急通行車両の災害発生前における確認申出 及び規制除外車両の事前届出 ② 自動車運転者のとるべき措置

3 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検

県及び市町村は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、空港等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館、道の駅等の輸送拠点について把握・点検する。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

4 緊急輸送道路ネットワークの設定

県、国及び東日本高速道路株式会社は協議のうえ、次により緊急輸送道路ネットワークを設定し、市町村は、当該ネットワークとの整合を図りながら、市町村域内の緊急輸送道路ネットワークの形成を図る。

なお、県及び市町村は、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるとともに、被害想定や拠点施設、道路網の変更などを踏まえ、適時にその見直しを行う。

(1) 緊急輸送道路ネットワークの定義

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、県内の防災活動拠点（国、県、市町村、警察署及び消防署等の庁舎）、災害拠点病院、輸送施設（空港、港湾、漁港、鉄道駅及びヘリポート）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場、道の駅、主要な工業団地等）、救助物資等の備蓄拠点又は物資拠点（倉庫、体育館等）等を有機的に結ぶ道路網を主体とした緊急輸送道路

(2) ネットワークに指定する道路の基準

- ア 高速道路を基幹とし、これにアクセスする主要な国道、県道及び市町村道
- イ 隣接県との接続道路
- ウ 県内4地方生活圏（村山、最上、置賜及び庄内の各地域）を連結する道路
- エ 病院、広域避難地等公共施設とアの道路を結ぶ道路

(3) 連携体制の強化

緊急輸送道路ネットワークで接続される輸送施設及び輸送拠点の管理者は、平素から情報を交換し、相互の連携体制を整えておく。

緊急輸送を行う関係機関は、資源エネルギー庁等の関係省庁及び関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

5 物資拠点の環境整備等

- (1) 県及び市町村は、物資拠点において、運送事業者等を主体とした業務の実施を図るとともに、円滑な物資輸送等のため、国と連携して以下の環境整備を図る。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅等の公共施設を物資拠点にすることも検討する。

- ア 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化
- イ 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置促進
- ウ 緊急通行車両等への優先的な燃料供給等

- (2) 県及び市町村は、地域の社会的・地理的状況、地震による被害想定、指定避難所の配置状況等を考慮し、物資拠点の候補となる公的施設等を、当該施設の管理者と協議のうえ、複数選定しておく。

- (3) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、県及び市町村は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

6 臨時ヘリポート候補地の選定

市町村は、常設ヘリポートの設置場所を把握するとともに、陸上輸送との連携を考慮して輸送施設等の管理者及び県と協議し、臨時ヘリポート候補地を選定する。なお、選定にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅等の公共施設を臨時ヘリポート候補地にすることも検討する。

7 緊急輸送用車両等の確保・整備

県及び市町村は、車両、船舶等の所要数、調達先、物資の集積配分場所等を明確にしておくとともに、運送業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結する等体制の整備に努める。この際、県及び市町村は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

8 緊急通行車両等確保のための事前対策

- (1) 緊急通行車両の災害発生前における確認申出及び規制除外車両の事前届出

県公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な実施に資するための緊急通行車両及び民間事業

者による社会経済活動に資するための規制除外車両であることの確認申出について、災害発生前における確認申出及び事前届出の普及に努め、次により申出及び届出を受け事務の迅速化を図る。

ア 緊急通行車両

(ア) 災害発生前における確認の対象車両

a 災害時において、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画等に基づき、法第 50 条第 1 項に規定する災害対策を実施するための使用計画がある車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。

- (a) 警報の発表・伝達、避難の指示に関するもの
- (b) 消防、水防、道路維持及び電気・ガス・水道等の応急措置に関するもの
- (c) 被災者の救難、救助、その他の保護に関するもの
- (d) 災害を受けた児童、生徒の応急の教育に関するもの
- (e) 施設、設備の応急の復旧に関するもの
- (f) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関するもの
- (g) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- (h) 緊急輸送の確保に関するもの
- (i) 上記のほか、災害の発生防衛又は拡大防止のための措置に関するもの

b 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時これら機関の活動専用で使用される車両、又は災害発生時に他の関係機関、団体から調達する計画等がある車両

(イ) 申出手続

対象となる車両の管理者等は、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類又は災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類、緊急通行車両確認申出書及び自動車検査証の写しを、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署又は警察本部に提出する。

(ウ) 緊急通行車両確認証明書等の交付

審査の結果、緊急通行車両に該当すると認める車両については、緊急通行車両確認証明書及び確認標章を申出者に交付する。

イ 規制除外車両

(ア) 事前届出対象車両

民間事業の社会経済活動のうち、災害時において優先すべきものに使用する車両で、次のいずれかに該当する車両を対象とする。

- (a) 医師・歯科医師、医療機関等の使用する車両
- (b) 医薬品・医療機器、医療用資機材等を輸送する車両
- (c) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (d) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(イ) 届出手続

対象となる車両の管理者等は、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書

類及び規制除外車両事前届出書を、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長を経由し、県公安委員会に提出する。

(ウ) 事前届出済証等の交付

県公安委員会は、審査の結果、規制除外車両に該当すると認める車両については、事前届出書を受理した警察署長を経由し、規制除外車両事前届出済証等を届出者に交付する。

(2) 自動車運転者のとるべき措置

県、市町村、道路管理者、県警察は、平素から連携して、自動車運転者に対し、地震発生時のとるべき措置として、次の事項を周知徹底する。

ア 走行中の場合

(ア) できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること。

(イ) 停車後はカーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

イ 避難する場合

車両を使用しないこと。

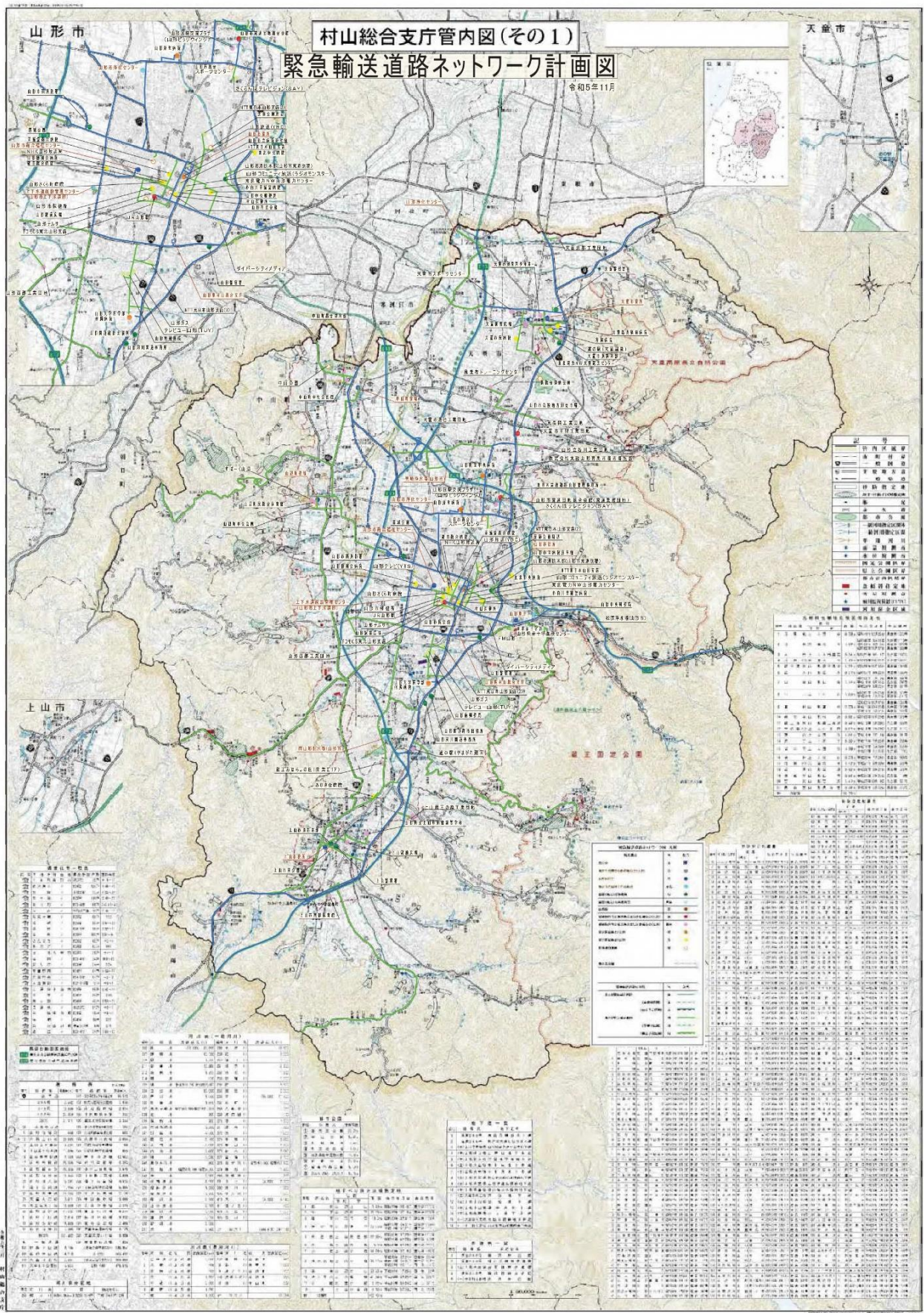
ウ 災害対策基本法による交通規制が行われる場合

(ア) 道路区間を指定した交通規制が行われた場合はその区間以外の場所へ、区域を指定した交通規制が行われた場合は区域外の場所へ、速やかに車両を移動させること。

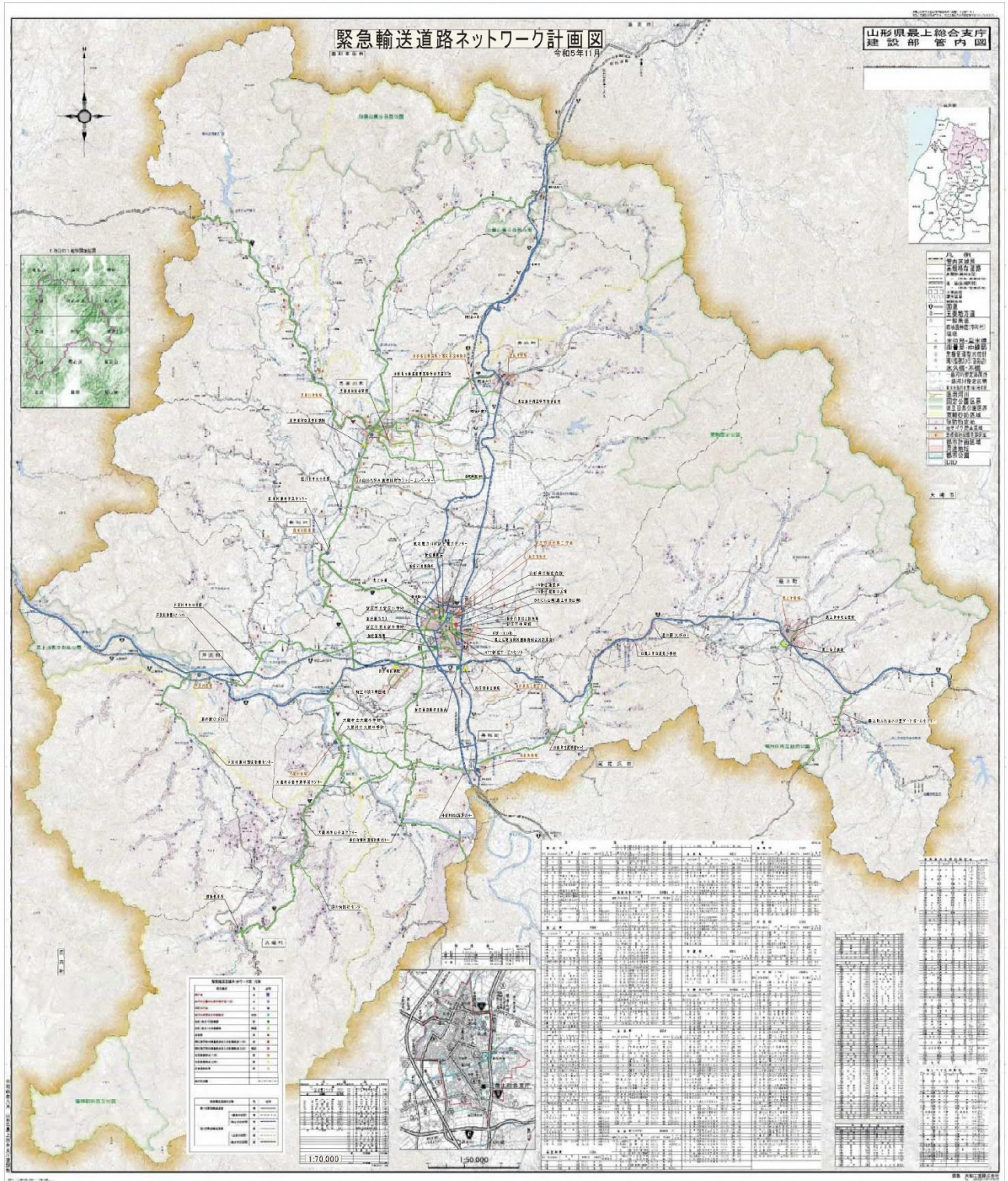
(イ) 速やかに移動することが困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等、緊急車両の妨害とならない方法により駐車すること。

(ウ) 警察官の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

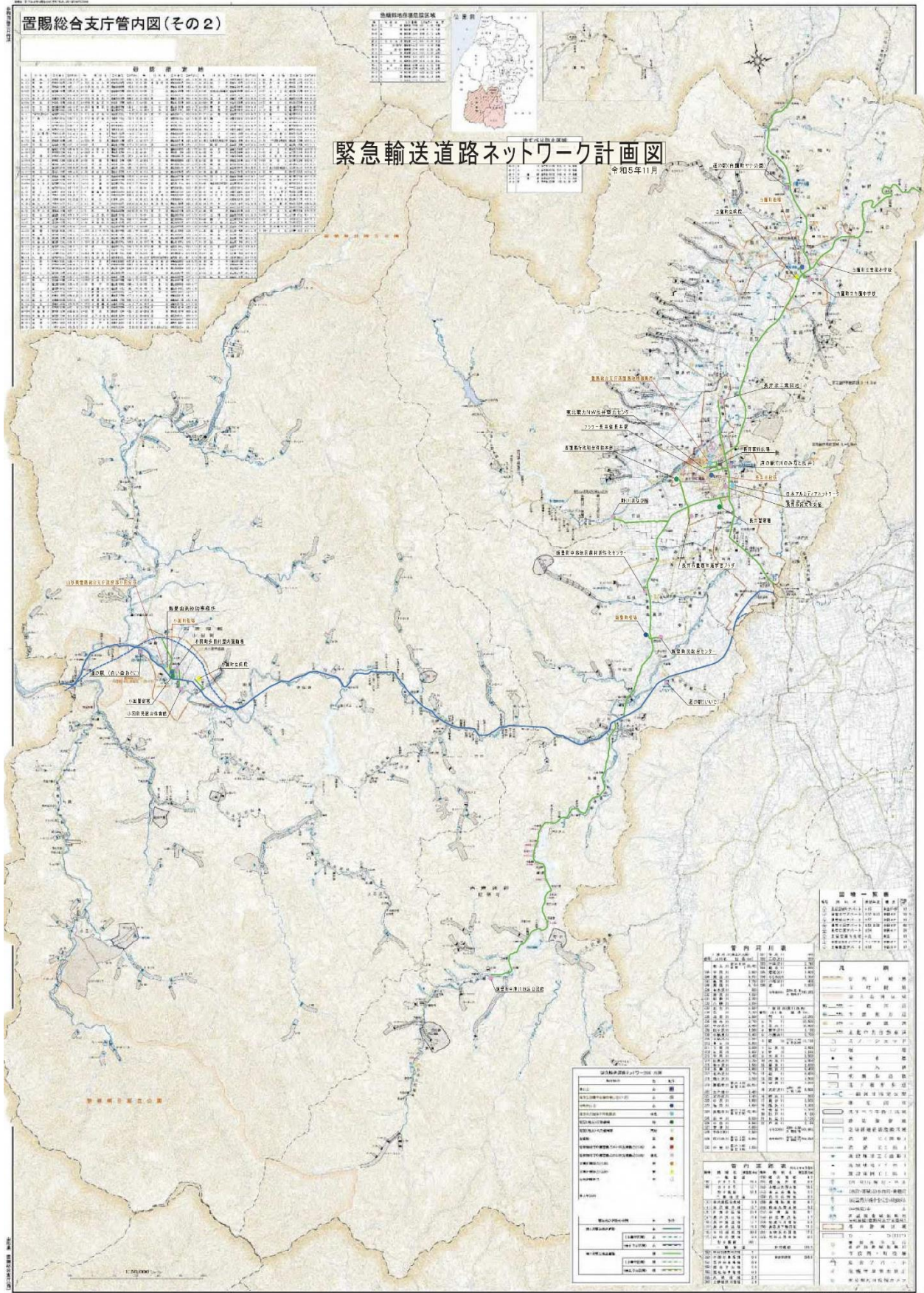
○村山管内緊急輸送道路ネットワーク（詳細図）
（その1）



○最上管内緊急輸送道路ネットワーク（詳細図）



(その2)



第 18 章 各種施設災害予防対策関係

第 1 節 交通関係施設災害予防計画

1 計画の概要

地震・津波による道路、空港、公共ヘリポート、港湾、漁港及び鉄道施設の被害を未然に防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急対策活動が円滑に実施できるようにするために、これら交通施設の管理者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 施設の点検・整備 ③ 耐震性の強化 ④ 復旧資機材等の確保
2 道路の災害予防対策	① 高速道路の災害予防 ② 一般国道及び県道の災害予防 ③ 市町村道の災害予防 ④ 防災体制の整備 ⑤ 相互連携体制の整備 ⑥ 資機材等の整備 ⑦ 道路トンネル事故の予防対策 ⑧ 道路付帯施設の災害予防
3 空港及び公共ヘリポート施設の災害予防対策	
4 港湾施設の災害予防対策	① 計画的な防災拠点施設等の整備 ② 防災体制の整備 ③ 安全点検等の実施 ④ 人員・資機材等の確保
5 漁港施設の災害予防対策	
6 鉄道施設の災害予防対策	① 施設の災害予防 ② 防災体制の整備 ③ 避難誘導體制の整備 ④ 防災訓練の実施

3 各施設に共通する災害予防対策

交通施設等の管理者は、地震発生時における緊急輸送が円滑に実施されるよう、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図るほか、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

(2) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努めるとともに、主要断層帯被害想定調査結果等を考慮し、危険箇所での点検整備に努める。

(3) 耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、各管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。この際、特に、緊急輸送道路ネットワークに指定された交通施設等の耐震性の確保に配慮する。

(4) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等により、応急復旧用資機材や要員の確保に努める。

4 道路の災害予防対策

(1) 高速自動車国道及び一般国道自動車専用道路の災害予防

東日本高速道路株式会社及び国土交通省の県内の国道を管理する事務所は、高速自動車国道及び一般国道自動車専用道路について日常点検、臨時点検を実施し、施設の耐震性を確保するため、必要な改修、補修等の災害予防対策を実施する。

(2) 一般国道（自動車専用道路を除く）及び県道の災害予防

一般国道（自動車専用道路を除く）及び県道の施設管理者は、次により道路施設等の災害予防対策を講じる。

ア 道路の整備

地震発生時における道路機能確保のため、所管する道路について落石等危険箇所の点検・調査を実施し、必要な箇所については、防災対策工事を実施する。特に災害時を含めた安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路、代替・補完路の機能強化を実施する。

イ 橋梁の整備

点検・調査を実施し、補修等対策工事が必要な橋梁については、架替、補修、補強、橋座の拡幅及び落橋防止装置の整備等を実施する。

ウ 横断歩道橋の整備

地震発生時において、歩道橋が落下する等により交通障害物になることを防止するため、歩道橋の点検調査を実施し、補修等対策が必要なものについて整備を推進する。

エ トンネル及びスノー（ロック）シェッドの整備

地震発生時における交通機能確保のため、所管トンネル及びスノー（ロック）シェッドの定期点検等に基づき、補修等対策工事の必要箇所の整備を推進する。

オ 道路の占用の禁止又は制限及び無電柱化の促進

避難路、緊急輸送道路など、防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国〔経済産業省、総務省〕が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

カ 防災拠点となる道の駅の整備

市町村と連携し、道路管理者による応急対応の拠点のみならず、自衛隊、警察等の救援活動の拠点、緊急物資等の基地機能、さらには復旧、復興の拠点にもなりうる、防災拠点となる道の駅の整備を山形県版新広域道路交通計画に基づき推進する。具体的には以下の要件を満たす道の駅の整備を促進する。

- ・休憩施設等の建物の耐震化、無停電化、通信や水の確保等により、災害時にも業務実施可能な施設
- ・災害時の活動に必要なスペースが確保されている。
- ・道の駅の業務継続計画が策定されている。

(3) 市町村道の災害予防

市町村道のうち、地域の経済活動・日常生活を支える幹線道路については、一般国道及び県道に準じた点検調査を実施し、必要な対策を実施する。

(4) 防災体制の整備

道路管理者は、次により防災体制の整備を推進する。

ア 道路の情報体制の整備

迅速かつ円滑な災害応急復旧への備えとして、災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器(地震計、雨量計、I T V)、通信施設及び情報提供装置等の整備を推進する。

イ 応急復旧用資機材の備蓄体制の整備

緊急時の応急復旧用の資機材の確保について、関係機関と協力し、事前に人員の配置体制を整えておくとともに、資機材の備蓄に努める。

ウ 道路通行規制

道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を路線又は区間ごとに定め、事前に関係機関へ周知し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ 道路利用者への広報

地震発生時において、道路利用者の適切な判断及び行動に資するため、平時から防災知識の普及・啓発活動を推進する。

オ 再発防止対策の実施

万一事故が発生した場合には、道路管理者は原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(5) 相互連携体制の整備

ア 連絡窓口等の明確化

防災関係機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておく。

イ 相互連携体制の強化

応急活動及び復旧活動に関し、各防災関係機関、関係事業者等において、相互応援協定を締結する等、平常時より関係機関等の相互の連携を強化しておく。

また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携を図る。

ウ 合同防災訓練の実施

道路管理者、消防、警察等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制・救助救急活動等における、道路災害応急対策の特性及び職務分担について、周知

徹底を図る。

(6) 資機材等の整備

ア 防除活動用資機材の整備

道路管理者及び各消防機関は、災害時の車両等からの危険物の流出、炎上及び爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、吸着材、土のう及び処理剤等応急資機材の整備に努める。

イ 施設構造図等資料の整備

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努める。

(7) 道路トンネル事故の予防対策

地震によりトンネル内での追突事故及びこれに伴う車両火災事故が発生した場合は、大きな人的、物的被害をもたらす恐れがあることから、道路管理者等は、次により事故防止・拡大防止のため体制及び設備の整備に努める。

ア 道路管理者は、トンネルにおける消火、警報設備等の整備及び作動状況の点検並びに関係機関の連携協調体制の強化に努める。

イ 県警察は大規模車両火災等を未然に防止するため、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を運搬する車両に対する安全運送確保の指導及び取り締まりの強化に努める。

ウ 道路管理者、県警察は、道路利用者、運行管理者等に対する安全運転の励行、車両及び積荷の点検整備等の指導を行うとともに、広報等に努める。

エ 道路管理者、県警察及び消防機関等は交通量、トンネルの形状等により災害対策の必要性の高いトンネルについて、合同防災訓練の定期的実施に努める。

(8) 道路付帯施設の災害予防

道路付帯施設の管理者は、次により施設の災害予防対策を講じる。

ア 信号機等の整備

県警察は、信号機、交通情報提供装置等交通管制施設について、耐震性に配慮しながら整備を推進する。

イ 非常用電源付加装置等の整備

主要交差点に非常用電源付加装置の設置を促進する。

5 空港及び公共ヘリポート施設の災害予防対策

(1) 空港及び公共ヘリポート施設の災害予防

空港又は公共ヘリポートの施設管理者は、空港機能管理規程等に基づき、土木施設及び航空灯火に関する施設等を点検し、災害予防対策を講じる。

あわせて、空港ターミナルビル等の施設についても、各種構造物の耐震化に努めるとともに、震動で転倒、落下又は移動により二次災害を誘発したり、避難の障害となるおそれのある物品については、日常点検の励行により安全の確保に努める。

(2) 災害支援の体制整備

空港は、人命救助や被災者等の移動の拠点となることが想定されるため、空港管理者は、救援機等の空港使用の調整や空港運用時間の延長、災害対応として必要とされる施設の整備、応

急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄等、速やかに災害支援の拠点となるよう体制整備を図る。

(3) 災害時リダンダンシー機能の充実・強化

山形空港又は庄内空港のいずれかの空港が被災した場合に、被災を免れた空港が災害支援を行うことができるよう、各空港において、滑走路延長を含めたリダンダンシー機能の充実・強化を図る。

6 港湾施設の災害予防対策

港湾施設の設置者及び管理者は、次により酒田港をはじめとする各港湾施設等の災害予防対策を講じる。

(1) 計画的な防災拠点施設等の整備

港湾は、海上交通の安定性を活かし、震災時においても一定の物流機能を維持することが可能であることから、港湾計画等において重要な防災拠点として位置づけ、施設整備等を計画的に推進する。

ア 耐震強化岸壁の整備

震災時においても一定の物流機能を維持して混乱を防止するとともに、救援物資の受け入れに対応するため、外港地区と北港地区に耐震強化岸壁を整備する。

イ 臨港道路内の橋梁の整備

耐震岸壁から主要道路へのアクセス経路の一部となる臨港道路内の橋梁については、震災時の救援物資の運搬等を確実にするため耐震強化を図る。

ウ 緑地等の整備

海上からの緊急物資の搬入、仕分け及び配送を円滑に実施できるよう、緑地を機能的に配置するとともに、緑地を臨時ヘリポートあるいは自衛隊の受け入れ場所、災害廃棄物の一時保管場所等としての利用も考慮した整備を図る。

(2) 防災体制の整備

地震発生時に港湾利用者が迅速な判断、避難ができるよう、次により防災体制を整える。

国土交通省東北地方整備局及び東北管内港湾管理者は、東北広域港湾防災対策協議会を設置し、港湾相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を検討し、東北広域港湾機能継続計画を策定する。また、その計画に基づき、緊急輸送の確保に関する広域的な体制の構築等、必要な対策を講じる。

酒田港における港湾機能を継続するため、国土交通省等の国関係機関、港湾管理者、海運事業者及び臨海部企業等の港湾関係者は酒田港港湾機能継続協議会を設置し、酒田港港湾機能継続計画を策定する。この計画に基づき、航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策を講じる。

港湾管理者は、各港湾において港湾利用者が安全に避難できるように津波避難対策を講じる。合わせて、避難路、緊急輸送道路など、防災上重要な経路を構成する臨港道路について、災害時の交通確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して臨港道路の占用の禁止又は制限を行う。

(3) 安全点検等の実施

酒田港施設周辺には石油等危険物の輸送施設や貯蔵施設等、地震発生時に二次災害を引き起

こす可能性のある施設が立地していることから、港湾の安全性をより高めるため、安全点検を行い、護岸等の整備に努める。

(4) 人員・資機材等の確保

災害発生後の港湾の障害物撤去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

7 漁港施設の災害予防対策

漁港管理者は、産業基盤施設として、あるいは離島地域や漁村地域の生活基盤施設としての漁港機能を維持するため、施設の定期点検、臨時点検を実施し、耐震性の確保に必要な改修、補修等の災害予防対策に努める。

また、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、災害時の漁港機能の維持・継続のための対策を検討し、それに基づき、その所管する発災後の漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

さらに、災害発生時における被災者の迅速かつ安全な避難、救援活動、物資の緊急輸送及び応急復旧活動等が速やかに実施できるよう、海域での避難行動ルールの設定や災害発生時を想定した応急復旧体制の整備に努める。合わせて、避難路、緊急輸送道路など、防災上重要な経路を構成する臨港道路について、災害時の交通確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して臨港道路の占用の禁止又は制限を行う。

なお、飛島にあつては、離島における防災拠点漁港として飛島漁港を位置付け、飛島漁港の勝浦地区に整備した耐震強化岸壁（-4.0m L=80m）を避難及び救援物資の海上輸送の基地として活用する。

8 鉄道施設の災害予防対策

鉄道事業者は、次により鉄道施設等の災害予防対策を講じる。

(1) 施設の災害予防

ア 施設の保守管理

鉄道施設のすべての構造物について定期検査を行うとともに、必要に応じ随時検査を実施し異常の早期発見と補修に努め、補強対策を推進し耐震性の向上を図る。

イ 近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に対して、関係施設の整備等災害予防対策の推進を要請する。

(2) 防災体制の整備

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制及び職務分担等をあらかじめ定める。

イ 情報伝達方法の確立

関係防災機関、地方自治体との緊急連絡並びに部内機関相互間における予警報の伝達及び情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び地震に関する警報装置（緊急地震速報受信装置等）を整備する。

(ア) JR電話及びN T T電話の緊急連絡用電話、指令専用電話、静止画像伝送装置及びF A X

(イ) 自動車無線及び列車無線と其中継基地、携帯無線機

(ウ) 風速計、雨量計、水位計及び地震計

(3) 避難誘導體制の整備

災害発生時の避難誘導を適切に実施できるよう、誘導用資機材の整備を図るとともに、施設利用客の避難誘導の方法を定める。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時に適切な処置がとれるよう、次の防災訓練を適宜実施する。

ア 非常呼出訓練

イ 避難誘導訓練

ウ 消火訓練

エ 脱線復旧訓練

第2節 土砂災害防止施設災害予防計画

1 計画の概要

地震に伴うがけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害の未然防止と被害の軽減を図るため、治山・砂防施設の維持管理を強化するとともに、応急復旧対策が円滑に実施できるようにするために、国や県等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 情報管理手法の確立 ③ 施設の点検・整備 ④ 耐震性の確保 ⑤ 応急復旧用資機材の確保 ⑥ 災害危険地区の調査及び周知
2 治山施設等の災害予防対策	① 保安林の指定及び整備 ② 治山施設の整備 ③ 林道施設の整備 ④ 山地防災ヘルパーの資質の向上
3 砂防設備等の災害予防対策	① 砂防関係法指定地等の管理強化 ② 砂防設備の整備 ③ 地すべり防止施設の整備 ④ 急傾斜地崩壊防止施設の整備 ⑤ 砂防ボランティア活動との連携

3 各施設に共通する災害予防対策

土砂災害防止施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講じる。

(1) 防災体制の整備

震災時に一貫した管理がとれるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムを整備する。

(3) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の施設整備等に努める。

(4) 耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）等に基づき、管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。

(5) 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるよう、あらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の整備に努める。

(6) 災害危険地区の調査及び周知

山地災害、地すべり等に関する危険地区を定期的に調査し、災害危険箇所について関係市町村を通じ住民へ周知する。

4 治山施設等の災害予防対策

国及び県は、次により山地、治山の災害予防対策を講じる。

(1) 保安林の指定及び整備

ア 森林の維持造成を通じ災害に強い県土づくりを推進し、山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに指定保安林の保全に努める。

イ 地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に推進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

○ 県内の保安林の種類及び面積（令和5年4月1日現在） 単位：ha

保安林の種類	指定面積	保安林の種類	指定面積
水源涵養保安林	318,824	干害防備保安林	4,882
土砂流出防備保安林	81,261	なだれ防止保安林	1,546
土砂崩壊防備保安林	964	落石防止保安林	58
飛砂防備保安林	1,227	魚つき保安林	53
防風保安林	24	保健保安林	3,939
水害防備保安林	7	風致保安林	63
潮害防備保安林	146		

(2) 治山施設の整備

ア 危険区域の点検調査等

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、森林整備保全事業計画、地域森林計画及び国有林の地域別森林計画に基づいて、治山施設および地すべり防止施設の整備を計画的に進める。

イ 施設の耐震性の確保

新設する治山施設については、国の設計指針に基づき耐震性の確保を図る。既存施設については、順次現地調査等を実施し必要に応じ修繕等により強度を維持する。

ウ 流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

○ 県内の山地災害危険地区（令和5年4月1日現在）

施設区分	地区数
山腹崩壊危険地区	546 [91]
崩壊土砂流出危険地区	1,306 [148]
計	1,852 [239]

注：[]内は国有林内で外書き

(3) 林道施設の整備

森林整備保全事業計画、民有林林道整備計画、地域森林計画及び国有林の地域別森林計画に基づき、災害発生時に孤立するおそれのある集落の避難・迂回路、代替路として、連絡線形となるような林道を整備する。また、避難広場等の防災安全施設の設置についても併せて検討する。

(4) 山地防災ヘルパーの資質の向上

山地災害危険地区の点検調査並びに災害発生時における被害情報等の収集及び支援活動等の充実を図るため研修等を行い、山地防災ヘルパーの資質向上に努める。

5 砂防設備等の災害予防対策

国及び県は、次により砂防設備等の災害予防対策を講じる。

(1) 砂防関係法指定地等の管理強化

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域内の砂防設備等について、砂防指定地台帳、地すべり防止区域台帳及び急傾斜地崩壊危険区域台帳を作成のうえ、定期点検や地すべり急傾斜地等巡視員による監視等を行って現地状況を正確に把握し、老朽化による破損や機能低下に対しては、砂防設備等の機能保全計画を定めて計画的に補修・補強を行う等適切な維持管理に努める。

また、標識の設置等により、砂防関係法指定地区域内における制限行為の周知徹底を図る。

(2) 砂防設備の整備

ア 砂防設備等については、再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、要配慮者利用施設等があるため対策を要する箇所を優先的に整備する。

イ 昭和51年以降施工された高さ15メートル以上の堰堤については、国の河川管理施設等構造令及び河川砂防技術基準により、地震時慣性力を考慮し設計・施工されているが、老朽化し、現行の設計基準を満たしていない砂防堰堤については、堤体腹付補強、グラウト補強等を実施する。

ウ 土砂・流木による被害の危険性が高い箇所においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防えん堤等の整備を実施する。

○ 砂防設備の整備状況 (令和4年4月1日現在)

着手区分	高さ15m未満	高さ15m以上	計
S51年以前に着手	688(54)	49(35)	737(89)
S51年以降に着手	897(222)	84(59)	981(281)
合計	1,585(276)	133(94)	1,718(370)

注：()内は国土交通省直轄分で内数

○ 土石流危険溪流の整備状況 (令和4年4月1日現在)

危険溪流数	法指定箇所数	概成箇所数
2,216	2,013	629

(3) 地すべり防止施設の整備

ア 地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、防止施設の点検を定期的に実施し、必要に応じ修繕等を行う。

イ 再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所から優先的に実施するものとし、表面水、浸透水及び地下水の排除や抑止杭の設置等により防止工事を進める。

○ 県内の地すべり危険箇所及び防止施設の整備状況 (令和5年4月1日現在)

種別		危険箇所数	法指定箇所数	概成箇所数
国土交通省		230	99	72(3)
農林水産省	農村振興局	59	41	31(1)
	林野庁	323[33]	86	71
合計		612	226	174(4)

注：()は直轄分で内数、[]内は国有林内で外書き

(4) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、要配慮者利用施設等があるため対策を要する箇所を優先的に整備する。

○ 急傾斜地崩壊防止施設の整備状況 (令和4年4月1日現在)

危険箇所数	法指定箇所数	概成箇所数
1,325	325	324

(5) 砂防ボランティア協会との連携

砂防設備等の異常、土砂災害に関する情報を随時的確に把握できるよう、山形県砂防ボランティア協会との連携体制を整備し、情報収集体制を強化する。

第3節 河川・海岸施設災害予防計画

1 計画の概要

地震・津波による被害の発生を防止し、発生した被害の拡大を防ぐとともに、応急復旧対策の円滑な実施を可能にするために、国及び県等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 情報管理手法の確立 ③ 施設の点検・整備 ④ 耐震性の確保 ⑤ 応急復旧用資機材の確保
2 河川構造物の災害予防対策	① 堤防等河川構造物点検、耐震性の確保及び津波対策の推進 ② 占用施設における管理体制整備 ③ 防災体制等の整備
3 ダム施設の災害予防対策	① 施設点検、耐震性の確保 ② ダム管理体制の整備
4 海岸保全施設の災害予防対策	① 施設点検、耐震性の確保及び津波対策の推進 ② 災害危険箇所の調査、整備 ③ 防災体制等の整備

3 各施設に共通する災害予防対策

河川・海岸施設の管理者は、次により各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムを整備する。

(3) 施設の点検・整備

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 耐震性の確保

国が示す施設等設計指針（耐震基準）等に基づき、管理施設（建築物、土木構造物、防災関係施設等）の耐震性を確保する。

(5) 応急復旧用資機材の確保

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の整備に努める。

4 河川構造物の災害予防対策

河川管理者は、次により河川構造物の災害予防対策を講じる。

(1) 堤防等河川構造物の点検、耐震性の確保及び津波対策の推進

国が示す耐震点検要領等に基づき、河川管理施設の耐震点検を実施するとともに、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。

また、国が示す河川津波対策の指針等に基づき、想定される津波に対する既存施設等の安全性を検証し、必要に応じて堤防嵩上げ等の整備を推進する。

さらに、橋梁、排水機場及び頭首工等の河川を占用する構造物についても、それぞれの管理者に耐震補強を指導するとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

(2) 占用施設における管理体制整備

排水機場、頭首工等の占用施設について、災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作マニュアルの作成及び関係機関との連絡体制の確立等管理体制の整備、徹底を図る。

(3) 防災体制等の整備

県は、河川、ダム情報等のテレメーターシステムを整備し、出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるよう体制を整備する。また、災害発生後の復旧活動に伴う多種多様な河川区域使用の要請に対する基本的な対応方針を定めておく。

市町村は、洪水予報等の伝達方法及び円滑な避難を確保する上で必要な事項を地域防災計画に定めるほか、洪水・津波ハザードマップの作成・周知に努める。

5 ダム施設の災害予防対策

ダム施設の管理者は、次により災害予防対策を講じる。

(1) 施設点検、耐震性の確保

国土交通省及び県が所管するダムは、「河川管理施設等構造令」及び「河川砂防技術基準」等により、十分な耐震構造で設計・施工されているが、これらのダム及び関連施設等については、河川法施行令第9条及び第29条に基づき定められた点検要領により点検を行い、必要な対策を講じながら耐震性を維持する。

(2) ダム管理体制の整備

県は地震に対する適正なダム管理を行うため、各ダムに地震計を設置するとともに、ダム管理情報の整備に努める。

また、災害時に一貫した管理がとれるよう、ダム操作マニュアルの作成及び関係機関との連絡体制の確立等管理体制の整備、徹底を図る。

○ 県内のダム施設数 (※)

(令和3年4月1日現在)

設置者	管理 施設数	管理者	
国土交通省	5	東北地方整備局	コンクリートダム 2 フィルダム 2
		北陸地方整備局	コンクリートダム 1
農林水産省	4	鶴岡市	アースダム 1
		土地改良区	コンクリートダム 1 フィルダム 2
山形県 県土整備部	13	県土整備部	コンクリートダム 10 フィルダム 2 コンクリートダム+フィルダム 1
山形県 農林水産部	2	尾花沢市	コンクリートダム 1
		土地改良区	フィルダム 1
山形県企業局	1	企業局	コンクリートダム 1
その他	10	東北電力	コンクリートダム 6
		土地改良区	フィルダム 1 アースダム 1 コンクリートダム+フィルダム 1
		その他	コンクリートダム 1
計	35		

※法河川内の堤高15m以上のダムを計上

6 海岸保全施設の災害予防対策

海岸管理者は、次により海岸保全施設等の災害予防対策を講じる。

(1) 施設点検、耐震性の確保及び津波対策の推進

海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、山形県海岸保全施設等維持管理計画に基づき計画的に点検を実施するとともに、設計指針等により緊急性の高い箇所から計画的・重点的な改修を行い、耐震性確保に努める。

また、国が示す津波対策の指針等に基づき、想定される津波に対する既存施設等の安全性を検証し、必要に応じて堤防嵩上げや避難路等の整備を推進する。

(2) 災害危険箇所の調査、整備

ア 災害危険箇所の計画的な整備に努める。

イ 地震に起因する堤防の沈下により生じる被害を防止するため、海岸堤防等の耐震性の向上に努める。

(3) 防災体制等の整備

県は、必要に応じて海岸法に基づき、海岸保全施設の操作規則を制定し、災害発生時における的確な判断と迅速な作業ができるような体制を整備する。

沿岸市町は、津波・高潮警報等の伝達方法及び円滑な避難を確保する上で必要な事項を地域防災計画に定めるほか、必要に応じて海岸保全施設の操作規則を考慮したハザードマップの作成・周知に努める。

第4節 農地・農業用施設災害予防計画

1 計画の概要

地震による農地・農業用施設の被害を防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動が円滑に実施できるようにするために、県や市町村等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 情報管理手法の確立 ③ 施設の点検 ④ 耐震性の強化 ⑤ 復旧資機材等の確保
2 農道施設の災害予防対策	
3 農業用ダム施設の災害予防対策	
4 用排水施設の災害予防対策	
5 ため池施設の災害予防対策	

3 各施設に共通する災害予防対策

農地・農業用施設の管理者は、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(3) 施設の点検

災害発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 耐震性の強化

各施設の耐震性を確保するため、耐震基準に基づき施設の整備を図る。

(5) 復旧資機材等の確保

災害発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

4 農道施設の災害予防対策

農道施設の管理者は、基幹的な農道及び重要度の高い農道は重要度に応じて耐震設計を行い、橋梁については落橋防止装置を設ける。

また、県は、市町村や土地改良区等に対し、その管理する農道について、地震による被害が予

想される法面崩壊、土砂崩壊及び落石等に対する防止工の設置と、老朽化した安全施設の計画的な更新・整備を指導する。

5 農業用ダム施設の災害予防対策

国営及び県営事業で築造したダムは、「河川管理施設等構造令」及び「土地改良事業計画設計基準・設計『ダム』」等により、十分に耐震性を考慮して設計・施工されているが、これらのダムについては、「土地改良施設管理基準 ダム編」及び河川法の適用を受けるダムについては同法第47条第1項に規定する操作規程により適切に管理し、必要な対策を講じながら耐震性を維持する。

○ 山形県内の農業用ダム (令和3年4月1日現在)

管 理 者	種 別 ダ ム 数
県（農林水産部）	コンクリートダム 2、フィルダム 2
市町村	フィルダム 1
土地改良区等	コンクリート+フィルダム 1、フィルダム 1
合 計	7

注：河川許可工作物若しくは「土地改良事業計画設計基準・設計『ダム』」に基づき又はこれに準じて築造された堤高15m以上の堰堤であって、かつ、土地改良法に基づく管理規程によって管理・監視されているものを計上した。

6 用排水施設の災害予防対策

用排水施設の管理者は、主要な頭首工、樋門、樋管及び揚排水機場等は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時において、河川砂防技術基準等に基づき耐震性の向上を図る。

7 ため池施設の災害予防対策

国、県及び市町村は、豪雨や地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下、防災重点農業用ため池という）について、データベースの整備やハザードマップの作成等により、地域住民に対して適切な情報提供を図る。

ため池の所有者等は、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の規模、構造等を内容とする届出を行うとともに適正な管理に努める。

県では、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき防災工事等推進計画を策定し、防災重点農業用ため池を対象として、劣化状況評価及び豪雨・耐震性評価を実施し、その結果を踏まえて防災工事等の必要性を判断して優先付けを行い、計画的に対策を実施する。

○ 防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画 (令和6年1月1日現在)

ため池数 ①	①のうち、 防災重点農業用ため池数 ②	②に係る防災工事等の計画(令和12年度まで)	
		防災工事 計画箇所数	廃止工事 計画箇所数
1,080	359	63	50

第5節 電力供給施設災害予防計画

1 計画の概要

地震による電力供給施設の被害を軽減し、又は速やかな復旧措置による電力供給ライン確保のために、東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 防災体制の整備	① 防災教育 ② 防災訓練 ③ 防災業務施設等の整備
2 防災関係機関との連携	① 県防災会議等との協調 ② 他電力会社等との協調
3 広報体制の確立	
4 電力設備の災害予防対策	① 電力設備の災害予防対策 ② 重要施設への供給体制の強化 ③ 電気工作物の巡視点検
5 災害対策用資機材等の整備	① 災害対策用資機材等の確保及び整備 ② 災害対策用資機材等の輸送 ③ 災害対策用資機材等の広域運営 ④ 災害対策用資機材等の仮置場の確保

3 防災体制の整備

(1) 防災教育

災害に関する法令集や資料の配布、検討会の開催等により、社員の防災意識の高揚に努める。

(2) 防災訓練

ア 防災対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害発生時にこの計画が有効に機能することを確認する。

イ 国及び地方自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(3) 防災業務施設等の整備

ア 必要に応じ、気象観測や災害情報等の通信連絡に関する施設及び設備の整備を図る。

イ 関係法令に基づき、水防及び消防等に関する施設及び設備の整備を図る。

4 防災関係機関との連携

(1) 県防災会議等との協調

県防災会議及び防災関係機関等とは平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互の連携体制を整備する。

(2) 他電力会社等との協調

東北電力株式会社及び東北電力ネットワーク株式会社以外の電力会社、請負会社、電気工事

店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材及び輸送力等を相互に融通する等、災害時における相互応援体制を整備する。

5 広報体制の確立

地震による断線や電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故の防止及びや電気火災を未然に防止するため、平常時から地域住民に対して広報活動を行う。

また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

6 電力設備の災害予防対策

(1) 電力設備の災害予防対策

電力設備については、計画設計時に、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づき、耐震対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所については、補強等により災害予防対策を講じる。

(2) 代替性の確保

電力設備の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(3) 重要施設への供給体制の強化

特に医療機関等の人命に関わる施設や、災害拠点となりうる施設等の重要施設への供給設備については、早期復旧が可能な体制の強化を図る。

(4) 電気工作物の巡視点検

電気工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県及び電気事業者と相互連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力に努める。

(5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

7 災害対策用資機材等の整備

(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具及び消耗品等の確保に努め、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行う。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を確立しておくとともに、車両、舟艇及びヘリコプター等による輸送力の確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の効率的な保有に努めるとともに、災害発生時に不足する資機材の調達を迅速・容易にするため、電力会社相互の間で復旧用資機材の規格統一を進める。また、他電力会社及び電源開発株式会社と、災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておく。

(4) 災害対策用資機材等の仮置場の確保

災害発生時には、災害対策用資機材等の仮置場として使用する用地の借用交渉が難航することが予想されるため、防災関係機関の協力を得て、あらかじめ仮置場として適当な公共用地等の候補地の選定に努める。

第6節 ガス供給施設災害予防計画

1 計画の概要

地震による都市ガス供給施設及び簡易ガス施設の被害を最小限に止めるとともに、ガスによる二次災害を防止し、速やかな復旧措置を行うために、ガス供給事業者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 連絡体制の確立 ② 要員の確保 ③ 災害対策本部の設置 ④ 応急協力体制の整備 ⑤ 防災教育及び防災訓練の実施 ⑥ 防災関係機関との連携
2 広報活動	
3 ガス供給施設の災害予防対策	① 施設対策 ② 緊急措置設備対策
4 災害対策用資機材の整備	

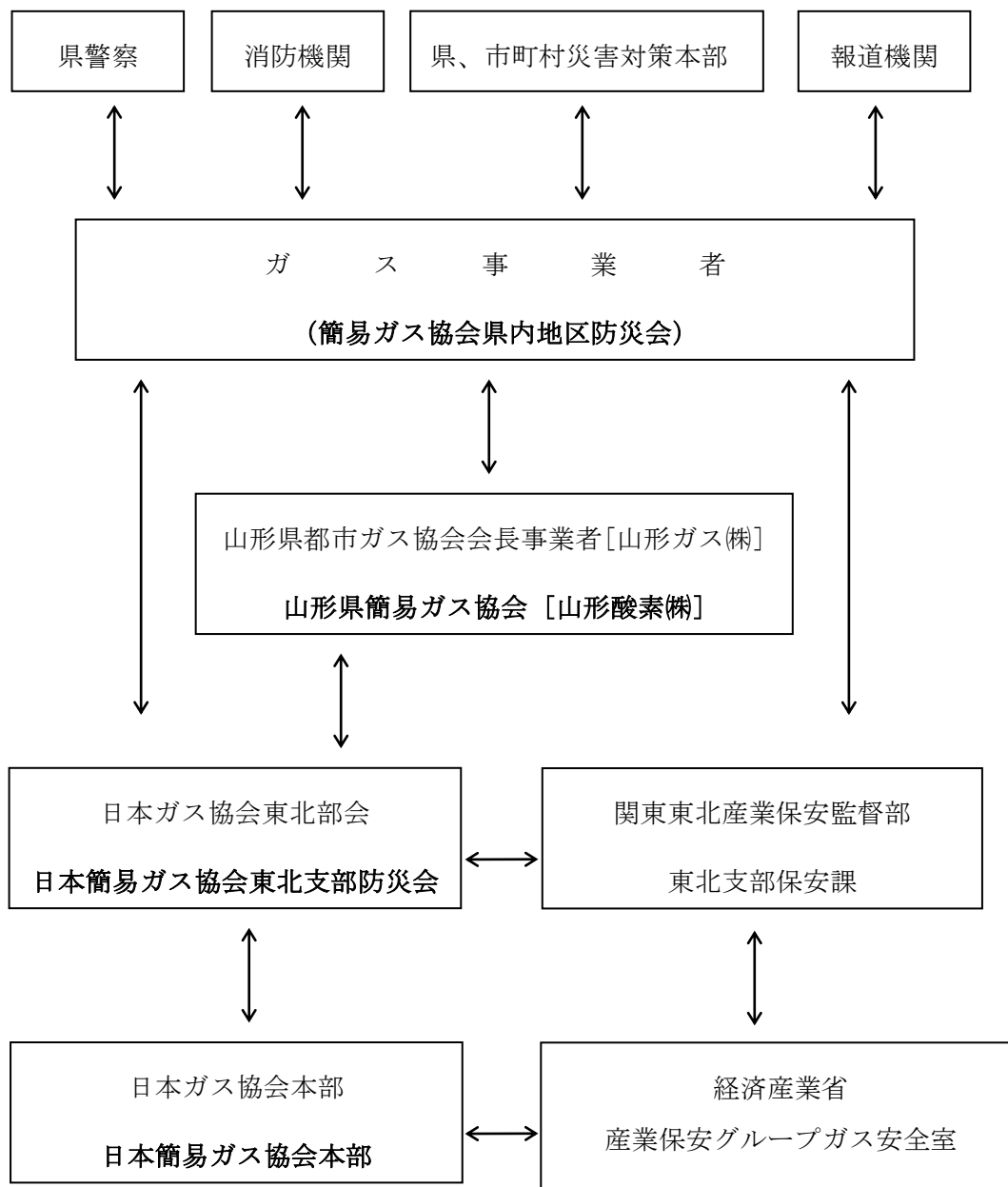
3 防災体制の整備

(1) 連絡体制の確立

災害の発生が予想され又は発生した場合は、消防、県警察、県及び市町村等の防災関係機関と相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ連絡体制や窓口を確認しておく。

また、報道機関に対しても災害発生時の情報を速やかに連絡できる体制を確立しておくとともに、ガスの保安確保等に対する需要家の理解と協力についての報道を依頼しておく。

なお、一酸化炭素ガス（CO）を含むガスを供給している事業者は、漏洩ガスによる中毒事故発生の可能性があるので、救急指定病院等との連絡体制についても確認しておく。



※ 下段、太字は簡易ガス協会の組織

(2) 要員の確保

発生した地震の震度等に応じた職員の出動基準、出動方法、出動場所及び出動途上における情報収集方法を定めておく。

(3) 災害対策本部の設置

災害対策本部の組織・規模について、震度や被害状況等に応じてあらかじめ具体的に定めておくとともに、構成員の役割を明確にしておく。

また、災害対策本部の設置場所は、災害対策活動の拠点として有効に機能するよう適切な箇所を選定しておくとともに、非常通信設備、同報機能を備えたファクシミリ、複写機等の備品や関係図書、帳票類を整備しておく。

(4) 応急協力体制の整備

緊急措置や復旧作業に必要な人員、機材等を確保するため、近隣のガス事業者や協会組織から救援を受ける場合の手続き等を確認しておくとともに、その救援隊の復旧基地や宿泊施設確

保等の受入体制を事前調査しておく。また、関連工事会社の動員についても、その基準や方法、場所を定めておく。

(5) 防災教育及び防災訓練の実施

地震発生時における緊急対応能力を向上させるため、職員に対して防災教育及び防災訓練を定期的に実施する。

ア 防災教育

災害対策本部の設置・運営、職員の動員、ガス供給停止判断及び漏えい受付処理に関する事項等について教育する。

イ 防災訓練

ガス工作物の巡視・点検やガス供給停止に関する事項について訓練するほか、市町村や県が主催する防災訓練にも積極的に参画する。

(6) 防災関係機関との連携

県防災会議及び防災関係機関等とは平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互の連携体制を整備する。

4 広報活動

震災対策を効果的に行うため、地震発生時及びガス供給停止時等の時期に応じた広報活動について、フロー図、チェックリスト及び広報例文等を準備して具体的に定めておくとともに、広報担当責任者を定めておく。また、需要家や報道機関・地方自治体等関係機関との広報ルートを確立しておく。

平常時には、地震発生時における二次災害防止のための広報活動を行う。

5 ガス供給施設の災害予防対策

(1) 代替性の確保

ガス供給施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(2) 施設対策

ガス施設の耐震性向上を基本として、特に医療機関等の人命に関わる施設や防災拠点となりうる施設等の重要施設へのガス供給施設の重要度を考慮し、次により合理的かつ効果的な災害予防対策を講ずる。

ア 製造所・供給所

(ア) 新設する施設は、その重要度及び設置地盤の耐震性と基礎の構造・強度等を十分検討し、ガス事業法等の関係法令等に基づき合理的な耐震設計を行う。

(イ) 既設の施設については、定期的に耐震性の点検を行い、必要に応じて補強等を行う。

イ 導管の対策

(ア) 新設する導管は、耐震性の優れた鋼管、ダクタイル鋳鉄管及びポリエチレン管等の管材を使用し、その接合は、溶接、融着及び抜け出し防止機構を備えた機械的接合等耐震性能を有する方式を使用する。また、重要な導管は、供給系統の分離や液状化への対応についても考慮する。

(イ) 耐震性が十分でない既設管は、ガス供給先施設の社会的重要度や地盤条件(液状化

の危険性、活断層の位置等)を勘案して、耐震性のある導管への取替え又は更生処理を実施する。

(3) 緊急措置設備対策

緊急対策の基本は、地震発生時のガス漏えいによる二次災害を防止するために、被害の著しい地域へのガス供給を停止すること及び供給を継続する地域の保安を確保することであることから、次により関連設備の整備等を行う。

ア 製造所・供給所

- (ア) 検知・警報装置(地震計、漏えい検知器及び火災報知機等)を設置し、緊急対策を行うべき震度の基準を決めておく。
- (イ) ガス発生設備、ガスホルダー及び液化ガス貯槽等に緊急停止設備を設置する。
- (ウ) 防消火設備を整備する。
- (エ) 地震直後の設備点検を迅速に行えるよう、点検の要点やルート及び担当者を決めておく。
- (オ) 人身の安全を確保するため、避難や負傷者の救護体制を確立しておく。

イ 導管

- (ア) 供給停止地区と供給継続地区を区分するため、導管網のブロック化を推進する。
- (イ) 供給停止ブロックごとに、確実に供給停止を行うための遮断装置を整備するとともに、必要により、ガスの供給圧力を速やかに減圧するための減圧設備を設置する。
- (ウ) 供給区域内の地震動及び被害情報を迅速かつ的確に把握できるよう、あらかじめ項目を定めその収集手段を整備しておくとともに、信頼性の高い情報通信設備を確保する。

6 災害対策用資機材の整備

応急措置及び早期復旧に必要な資器材を整備しておく。また復旧が長期化した場合に備え、需要家生活支援のために提供する代替熱源等についてあらかじめ調査し、これを確保する体制を整備する。

第7節 放送施設災害予防計画

1 計画の概要

地震により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、放送電波の確保及び放送施設の防護復旧のために、放送事業者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 震災対策計画の策定	
2 防災体制の整備	① 防災体制の確立 ② 防災教育、防災訓練の実施

3 震災対策計画の策定

地震による災害に備え、次の事項を内容とする震災対策計画を策定し、防災対策の充実を図る。

- (1) 放送設備及び機器の落下転倒防止等の耐震対策
- (2) 消耗品・機材等の備蓄及び緊急物資・機材の入手ルートの確立
- (3) 商用電力停電に備えた自家発電機等非常用電源及び自家発電機等の燃料補給先の確保
- (4) 中継回線状態の把握
- (5) 各種無線機器等の伝搬試験の実施
- (6) 仮演奏所及び仮設送信所設置場所の調査選定
- (7) 非常持出機器及び書類の指定
- (8) 交通路の調査
- (9) 電力会社、警察庁、国土交通省及び非常通信協議会等の利用しうる通信回線の調査
- (10) 災害時における放送事業の継続に関すること（BCP）

4 防災体制の整備

- (1) 防災体制の確立

災害発生時における放送確保が可能となるよう、初動態勢、各部署・各人の役割分担、責任体制及び情報連絡体制並びに災害対策本部の設置等について明らかにし、「防災対策マニュアル」として定めておく。

- (2) 防災教育、防災訓練の実施

防災対策マニュアルを周知徹底する等により、職員への防災知識の啓発に努めるとともに、防災訓練を実施し又は県・市町村の実施する防災訓練に参加することにより、実践的な対応力の向上を図る。

第8節 電気通信施設災害予防計画

1 計画の概要

電気通信事業の公共性にかんがみ、電気通信事業による通信を災害発生時においても可能な限り維持し、重要通信を疎通させるよう、電気通信事業者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 通信施設監視等体制の確保 ② 災害発生時組織体制の確立 ③ 対策要員の確保 ④ 防災教育及び防災訓練の実施
2 広報活動	
3 電気通信施設の災害予防対策	① 電気通信設備の耐震性等 ② 電気通信システムの高信頼化 ③ 災害対策機器の配備
4 災害対策用資機材等の確保と整備	① 災害対策用資機材等の確保 ② 災害対策用資機材等の輸送 ③ 災害対策用資機材等の整備点検

3 防災体制の整備

(1) 通信施設監視等体制の確保

県内の主要な電気通信設備を常時監視し、被災状況を把握する体制の整備とともに、通信を可能な限り確保するため、遠隔切替制御及び音声案内等の措置を行う体制を確保する。

(2) 災害発生時組織体制の確立

災害対策本部等の構成・規模・業務内容・設置場所等について、被害状況に応じて予め定めておく。

(3) 対策要員の確保

大規模な災害が発生した場合に備え、防災体制を確立するとともに、次により全国からの応援が受け入れられる体制を確保する。

- ア 全社体制による応急復旧要員の非常招集
- イ 関連会社による応援
- ウ 工事請負会社の応援

(4) 防災教育及び防災訓練の実施

災害発生時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、防災に関する教育及び訓練を実施する。

- ア 社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうよう、防災に関する教育を充実する。
- イ 防災を円滑、かつ迅速に実施するため、情報伝達訓練及び出社訓練等を実施する。
- ウ 県及び市町村が実施する防災訓練に積極的に参加する。

4 広報活動

平常時から利用者に対し、通信の仕組みや代替通信手段の提供等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

地震災害によって電気通信サービスに支障が起こった場合、通信の疎通、被害状況、応急復旧状況・見直し及び災害用伝言ダイヤル提供状況について、地域住民や県民等に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するとともに、広報活動が円滑に実施できる体制を確立する。

5 電気通信施設の災害予防対策

災害発生時においても、可能な限り重要通信を確保できるよう、信頼性の高い通信設備の防火設計を実施し設備自体を物理的に強固にする。また、次により信頼性の向上を図る。特に医療機関等の人命に関わる施設や災害拠点となりうる施設等の重要施設への電気通信施設は、その重要性から早期復旧が可能な体制強化を図る。

(1) 電気通信設備の耐震性等

ア 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

イ 耐火機能の改善

電気通信設備等については、必要に応じて耐火機能を改善する。

(2) 電気通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路を多ルート構成、もしくはループ構成とする。

イ 主要な中継交換機を分散設置する。

ウ 通信ケーブルの地中化を推進する。

エ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

(3) 災害対策機器の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ次に掲げる機器及び車両等を配備する。

ア 非常用衛星通信装置

イ 非常用無線通信装置

ウ 非常用電源装置

エ 応急ケーブル

オ その他の応急復旧用諸装置

(4) 電気通信施設の巡視点検

電気通信工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県及び電気通信事業者と相互連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努める。

(5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、豪雨等による二次災害を防止するための体制の整備に努める。

6 災害対策用資機材等の確保と整備

(1) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧資機材を確保する。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

災害発生時において、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送計画を定めておく。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害発生に備え、資機材等の整備点検を定期的実施し、障害が確認された場合には速やかに補修等の必要な措置を講ずる。

第9節 上水道施設災害予防計画

1 計画の概要

大規模な地震が発生することを想定し、水道の減断水を最小限にとどめるために、県、市町村及び水道事業者（簡易水道事業者及び水道用水供給事業者を含む。以下「水道事業者」という。）が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 組織体制の確立 ② 応急対策マニュアルの策定 ③ 職員に対する教育及び訓練 ④ 管理図面及び災害予防情報の整備 ⑤ 関係機関との連携及び連絡調整 ⑥ 緊急時連絡体制の整備 ⑦ 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄
2 防災広報活動の推進	① 住民に対する広報、啓発活動 ② 町内会等への防災活動の研修 ③ 医療施設等への周知
3 上水道施設の被害想定	① 構造物・設備の耐震性診断 ② 上水道施設の被害想定 ③ 耐震整備の目標設定
4 上水道施設の災害予防措置	① 重要施設及び基幹管路の耐震整備及び液状化対策の推進 ② 代替性の確保 ③ バックアップシステムの構築等 ④ 機械設備や薬品管理における予防対策 ⑤ 二次災害の防止
5 災害対策用資機材等の整備	① 応急給水用資機材の整備 ② 応急復旧用資機材の整備
6 生活用水水源の把握	

3 防災体制の整備

水道事業者は、施設の耐震性調査及び被害想定等に基づき、次により防災体制の整備を行う。

(1) 組織体制の確立

災害発生時に上水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織体制ごとに体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう、応急給水・応急復旧マニュアル及び手順書を策

定する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

ア 研修会、講習会等を計画的に開催し、地震による被害の調査能力、復旧計画の立案能力、耐震継手を有する管の施工等の現場技術等を向上させ、熟達した技術者の養成・確保に努める。

イ 緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、総合的な防災訓練並びに情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練及び応急復旧訓練等の個別の訓練を実施する。

(4) 管理図面及び災害予防情報の整備

他部局及び他事業体の応援者等が迅速に応急活動を実施できるよう、基本的な水道システム図、施設図及び管路図並びに拠点給水地、指定避難地及び想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急復旧用図面等を整備する。

(5) 関係機関との連携及び連絡調整

災害時相互応援協定により応援体制を整備するほか、応急対策用車両を緊急用車両として通行できるよう警察と事前調整を図るなど、災害発生時における関係機関や他の水道事業者等と連携体制を整備する。

(6) 緊急時連絡体制の整備

県、市町村及び水道事業者は、災害発生時にも使用可能な携帯電話や無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、応援要請連絡体制及び応援要請様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

(7) 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄

自家発電設備等の燃料の備蓄及び水道用薬品の適正な量の備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなどによりこれらの確保に努める。

4 防災広報活動の推進

県、市町村及び水道事業者は、災害発生時の応急復旧活動を円滑に進めるため、次により住民、町内会等に対し、防災体制の確立及び飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

(1) 住民に対する広報、啓発活動

住民に対し、広報誌を通じて、防災体制の確立、飲料水の確保及び衛生対策等の留意事項について広報し、防災意識の啓発に努める。

(2) 町内会等への防災活動の研修

町内会等に対し応急給水計画を周知し、これに基づく共同訓練等を実施することにより、緊急時における町内会等の支援体制の確立に努める。

(3) 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等被災時においても断水できない重要施設に対して、飲料水の備蓄(受水槽での必要容量の確保)及び受水槽等の耐震性の向上について広報、指導に努める。

5 上水道施設の被害想定

市町村及び水道事業者は構造物・設備等の耐震性診断を実施するとともに、大規模地震発生時における上水道システム全体としての被害を予測し、この結果に基づき耐震整備の目標設定を行う。

(1) 構造物・設備の耐震性診断

構造物・設備の耐震性診断は、施設の強度、施設の被害が給水に与える影響、復旧の容易性及び二次災害のおそれ等を勘案し総合的に行う。

(2) 上水道施設の被害想定

耐震性診断に基づき、次の事項について、地震による被害想定を地域別を実施する。

- ア 管路の被害想定
- イ 構造物及び設備の被害想定
- ウ 被災直後の断水人口及び復旧段階別断水人口
- エ 断水期間

(3) 耐震整備の目標設定

上水道施設の耐震化は相当な投資を必要とするので、段階的な整備目標を設定し、優先度の高い事業から計画的に実施することが必要である。そのため、次の事項について目標を設定し、構造物・設備等の耐震化を実施する。

- ア 上水道施設ごとの応急復旧期間
- イ 被災後における経過日数ごとの応急給水目標水量
- ウ 医療施設、避難所等の重要拠点への給水の確保

6 上水道施設の災害予防措置

市町村及び水道事業者は、上水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、次により計画的に施設の新設、改良及び修繕を実施して耐震整備及び液状化対策を推進する。

(1) 重要施設及び基幹管路の耐震整備及び液状化対策の推進

地震による被害を軽減するために、次により老朽化した構造物・設備の補強及び更新等を実施し、耐震整備及び液状化対策を推進する。

- ア 浄水場、配水池等の構造物の耐震整備及び液状化対策
- イ 軟弱地盤における地盤改良及び液状化対策
- ウ 指定避難所、給水拠点を中心とした耐震性貯水槽又は大口径配水管等の整備による貯水機能の強化
- エ 配水池容量（12時間貯水容量）の増加及び緊急遮断弁の設置
- オ 耐震性の高い管種、耐震継手及び耐震工法の採用並びに給水装置の耐震整備
- カ 老朽管路の計画的な更新。基幹管路並びに病院及び避難所等に至る配水管の優先的な耐震整備

(2) 代替性の確保

上水道施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(3) バックアップシステムの構築等

地震による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

- ア 重要施設の複数配置による危険分散の強化
- イ 非常用電源の整備（二回線受電、自家発電設備）
- ウ 隣接水道事業者施設と相互融通可能な連絡管設置によるバックアップシステムの構築

- エ 制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化
 - オ 各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの整備
- (4) 機械設備や薬品管理における予防対策
- ア 機械・電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止
 - イ 震動による水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管
 - ウ 水道用薬品の適正な量の備蓄
- (5) 二次災害の防止
- 各施設の管理者は、二次災害を防止するための体制の整備に努める。

7 災害対策用資機材等の整備

(1) 応急給水用資機材の整備

市町村及び水道事業者は、計画的に給水車(ポンプ付き給水車を含む。)、給水タンク、浄水装置及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努める。

(2) 応急復旧用資機材の整備

市町村及び水道事業者は、次により計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握する。

- ア 削岩機、掘削機、排水ポンプ、発電機及び漏水発見器等の応急復旧用機械器具の整備
- イ 直管、異形管、ジョイント等の応急復旧用資材の備蓄
- ウ 広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進
- エ 復旧用資機材等の緊急調達計画の策定
- オ 作業員の安全装備等の常備

8 生活用水水源の把握

市町村及び水道事業者は、区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況を把握する。

また、積雪期には給水車等の通行が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替水源等による給水方法を事前に検討しておく。

第 10 節 下水道施設災害予防計画

1 計画の概要

地震による下水道施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除及び汚水処理を速やかに復旧できるようにするために、下水道管理者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 組織体制の確立 ② 応急対策マニュアルの策定 ③ 職員に対する教育及び訓練 ④ 設備台帳及び図面等の整備 ⑤ ライフライン関係機関等との連携 ⑥ 民間事業者等との連携 ⑦ 災害時維持修繕協定の締結 ⑧ 事業継続計画(B C P)の策定・運用
2 広報活動	
3 下水道施設の災害予防対策	① 耐震性の確保 ② 安全性の確保 ③ 長時間停電対策
4 災害復旧用資材の確保	

3 防災体制の整備

下水道管理者は、下水道施設が被災した場合、公共用水域の水質悪化や公衆衛生の悪化など住民の生活に与える影響が大きいことから、次により防災体制を整備する。

(1) 組織体制の確立

災害発生時に下水道施設の復旧に直ちに着手できるよう体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

防災用電話、衛星電話、携帯電話及び防災行政無線等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急防災体制、緊急時連絡先一覧表等を記載した参集マニュアルを策定し、緊急時連絡体制を確立する。また、従事者の役割分担や調査方法及び応急措置等を定めた緊急点検・応急マニュアルも併せて整備する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

研修会及び講習会を計画的に開催し、職員について、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。

(4) 設備台帳及び図面等の整備

災害発生時の対応に万全を期するため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。

(5) ライフライン関係機関等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、他のライフライン施設に係る

これらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるので、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制の構築を図る。

また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握するうえで、水防団や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制の構築を図る。

(6) 民間事業者等との連携

下水道施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、業界団体を含む民間事業者への委託が可能な業務については、あらかじめ協定を締結しておくなど民間事業者等の能力やノウハウの活用を図る。

(7) 災害時維持修繕協定の締結

施設の維持修繕を的確に行う能力を有する者と災害時における維持・修繕に関する協定を締結することで、下水道管理者以外の者でも維持又は修繕が可能となるような体制の構築を図る。

(8) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

災害発生時に資源が制約される中で事業を継続するために必要な計画（業務継続計画）を策定し、PDCAサイクルにより随時見直しに努める。

4 広報活動

下水道管理者は、下水道施設の被災箇所等を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平時から地域住民に対して広報活動を適切に行い、防災意識の啓発に努める。

5 下水道施設の災害予防対策

下水道管理者は、次により下水道施設の耐震性及び安全性を確保するとともに、地震により想定される長時間の停電に備える。

(1) 耐震性の確保

ア 耐震基準

処理場、ポンプ場及び重要幹線についてはレベル2、その他の幹線についてはレベル1の地震動に対応する構造とする。

レベル1地震動：供用期間中に発生する確立が高い地震動

レベル2地震動：供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動

イ 耐震診断及び補強対策

施設の耐震性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

ウ 耐震計画、設計及び施工

地震により被害が発生した場合に、少なくとも下水道としての根幹的な機能が保持できるよう、次の事項について計画・設計時に十分考慮する。

(ア) 管路施設は、地盤状況及び重要度に応じて、可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。

(イ) 処理場・ポンプ場における配管の基礎が異なる部分の接続部及び構造物から埋設配管に変わる部分には、十分な可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。

エ 液状化対策

下水道施設における地震被害の形態や程度は、地震の特性、地形及び地盤条件によって大きく影響される。特に、液状化が発生する地盤では被害程度が大きくなるとともに、殆

ど全ての被害形態が複合して発生する傾向がある。従ってこのような地域では、地盤改良又は杭基礎等により、施設の被害を軽減する液状化対策を重点的に講ずる。

(2) 安全性の確保

ア 施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、地震発生時に被災する危険性が高い、漏水や湧水等何らかの変状が発生している箇所を把握しておく。

イ 維持補修工事及び補修記録の整備

災害発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

ウ 維持修繕基準の創設

管渠のうち硫化水素による腐食の恐れの大い箇所は、定量的な基準として5年に1回以上の点検を実施する。また、腐食の恐れの大い箇所の点検の方法や頻度を事業計画に記載する。

(3) 長時間停電対策

ア 非常用電源の確保

下水道施設の停電対応として、非常用発電機を整備しておくほか、建設会社及びリース会社等と災害時における電源車や可搬式発電機の優先借受について協定の締結を図る。

イ 燃料の確保

非常用電源及び車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定の締結を図る。

なお、非常用電源の燃料は72時間分の備蓄を目標とする。

6 災害復旧用資器材等の確保

下水道管理者は、緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資器材を確保しておく。また、独自に確保できない資材等については、一般社団法人山形県建設業協会や民間企業等と協力協定を締結することや、北海道・東北ブロックの下水道管理者及び地方共同法人日本下水道事業団等の協力を得るなど広域的な支援体制の確立を図る。

第 11 節 工業用水道施設災害予防計画

1 計画の概要

地震による工業用水道の断減水を最小限にとどめるとともに、大規模な漏水等による二次災害を防止するために、工業用水道事業者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災体制の整備	① 組織体制の確立 ② 応急対策マニュアルの策定 ③ 災害時連絡体制の整備 ④ 職員に対する教育及び訓練 ⑤ 設備台帳及び図面等の整備
2 広域応援体制の整備	
3 工業用水道施設の災害予防対策	① 耐震性総合調査及び定期点検 ② 耐震化及び液状化対策の推進
4 災害対策用資機材等の整備	

3 防災体制の整備

工業用水道事業者は、工業用水道施設が産業活動に欠かすことのできない重要な施設であり、工場等の操業中は断水することができないことに留意し、次により防災体制の整備を図る

(1) 組織体制の確立

災害発生時に工業用水道施設の復旧に直ちに着手できるよう体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

災害が発生した場合の職員の動員体制、活動要領、情報収集、施設の安全確保及び各種の緊急措置等を定めたマニュアルを策定する。

(3) 災害時連絡体制の整備

災害発生時等非常の場合の連絡方法を定め、所属職員に周知徹底するとともに、非常連絡系統図を作成し掲示する。また、発生した災害の種類ごとに連絡が必要な機関をあらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて、関係機関・業者等との連絡・調整及び支援体制に関する協定等を締結しておく。

(4) 職員に対する教育及び訓練

研修会及び講習会を計画的に開催し、職員について、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。

(5) 設備台帳及び図面等の整備

施設の状態を把握し、災害発生時の対応に万全を期するため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。

4 広域応援体制の整備

工業用水道事業者は、必要に応じ、災害に備えて「相互援助協定」を結び、日頃から応援体制を整えるとともに、備蓄資材等に関する情報交換を行う。また、必要に応じて関係機関・業者等との連絡調整及び支援に関する協定を締結しておく。

5 工業用水道施設の災害予防対策

工業用水道事業者は、次により工業用水道施設の耐震対策を推進する。

(1) 耐震性総合調査及び定期点検

ア 施設の耐震性総合調査を実施し、必要により補強対策を講じる。

イ 地震動に対する問題点を点検するとともに、改修計画を策定する。

ウ 日頃から地震を想定した定期的な点検を実施し、施設の機能維持を図る。

(2) 耐震化及び液状化対策の推進

耐震性総合調査の結果及び施設の優先順位等から総合的に判断し、計画的に耐震化を推進する。

特に、軟弱地盤などの液状化しやすい地盤に埋設されている配管及び石綿管については、耐震性の高い管種に置き換えるよう、計画的な整備に努める。

○県内工業用水道施設の概要（令和5年4月1日現在）

事業者	施設名	給水能力 (m ³ /日)
山形県企業局	酒田工業用水道	75,000
	八幡原工業用水道	14,700
	福田工業用水道	2,800
東根市	東根大森工業用水道	10,600
小国町	小国町工業用水道	6,510

6 災害対策用資機材の整備

工業用水道事業者は、工業用水道施設の状況及び地震による被害想定を考慮して、異形管、大口径管及び特殊管等、緊急時に迅速に調達しがたい特殊資材の備蓄に努める。また、施設復旧に必要な資材の調達について、関係業者等との協力体制を整える。

第 12 節 危険物等施設災害予防計画

1 計画の概要

地震発生時における危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質（以下「危険物等」という。）による被害の発生又は拡大を防止するために、危険物等を取扱う施設及び大量輸送する事業者等が実施する自主保安対策等について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 危険物施設の安全対策	① 施設構造基準等の維持 ② 保安教育の実施 ③ 防災訓練の実施 ④ 連絡体制の確立
2 火薬類製造施設等の安全対策	① 施設構造基準等の遵守 ② 保安教育及び防災訓練の実施 ③ 自主保安体制の充実 ④ 連絡体制の確立
3 高圧ガス製造施設等の安全対策	① 法令上の基準等の遵守 ② 耐震対策の強化 ③ 保安教育の実施 ④ 防災訓練の実施 ⑤ 自主防災活動組織の整備 ⑥ 連絡、応援体制の確立
4 毒物劇物保管貯蔵施設の安全対策	① 危害防止規程の充実 ② 大量取扱者の指導
5 有害物質取扱施設等の安全対策	① 耐震対策の強化 ② 非常時の対応マニュアルの整備
6 放射線使用施設の安全対策	① 放射線施設の対策 ② 非常用機器材の整備 ③ 連絡体制の確立 ④ 非常時活動マニュアルの整備 ⑤ 防災教育及び防災訓練の実施

3 各施設に共通する安全対策

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

4 危険物施設の安全対策

(1) 施設構造基準等の維持

ア 危険物取扱事業所は、危険物施設の位置、構造及び設備が、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持しなければならない。

イ 県及び消防機関は、危険物取扱事業所に対して、危険物施設が消防法に基づく技術上の基準に適合した状態を維持し耐震性を確保すること、危険物保安監督者及び危険物施設保安員の選任並びに予防規程の作成等危険物取扱者制度に関する諸事項の適正な運用について指導する。

(2) 保安教育の実施

県及び消防機関は、山形県危険物安全協会連合会等と協力し、危険物取扱事業所の危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物保安意識の高揚と技術の向上に努める。

(3) 防災訓練の実施

危険物取扱事業所は、具体的な災害想定に基づき、隣接事業所との連携も考慮した実践的な防災訓練等を実施する。また、自衛消防組織等の体制及び活動要領を整備するとともに、災害発生時に迅速な対応をとることができるよう訓練を実施する。

(4) 連絡体制の確立

危険物取扱事業所は、被災した場合に備え、消防、県警察等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を確立する。

5 火薬類製造施設等の安全対策

(1) 施設構造基準等の遵守

ア 火薬類関係事業者は、必要に応じ、施設構造について法令で定める技術上の基準に係る事項等を点検・調査し、施設の適切な維持に努める。

イ 火薬類関係事業者は、必要に応じ、施設の設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

ウ 県は、火薬類の製造、販売、貯蔵及び消費等に係る施設について、保安検査及び立入検査を実施し、火薬類取締法の基準に適合するよう指導する。

(2) 保安教育及び防災訓練の実施

ア 県は、火薬類関係事業者に対し、従業者への保安教育の実施を徹底させ、保安意識の高揚と保安技術の向上に努める。

イ 火薬類関係事業者は、災害発生時に被害拡大防止措置を的確かつ迅速に実施できるよう、必要に応じ、非常時を想定した防災訓練を行う。

(3) 自主保安体制の充実

ア 火薬類関係事業者は、保安教育計画に災害対応についても定め、保安教育を徹底する。

イ 県は、火薬類関係事業者の自主保安体制の充実・強化を図るため、防災対策技術について指導する。

(4) 連絡体制の確立

火薬類関係事業者は、被災した場合に備え、消防、県警察等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を整備する。

6 高圧ガス製造施設等の安全対策

(1) 法令上の基準等の遵守

ア 高圧ガス製造施設、貯蔵所等

(ア) 高圧ガス関係事業者は、高圧ガス保安法等に定める技術上の基準に基づき、施設・設備を適正に維持するよう努める。

(イ) 県は、高圧ガス関係事業者の保安検査及び立入検査を強化し、施設の位置、構造及び設備を高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持させるとともに、定期自主検査の徹底、高圧ガスの取扱等の適正化及び危害予防規程の作成等、安全管理体制の確立を指導する。

イ 液化石油ガス販売事業者、一般消費者等

(ア) 液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める施設設備等の技術上の基準に基づき、施設・設備等を適正に維持するとともに、一般消費者等における充てん容器の転倒防止措置を徹底する。

(イ) 県は、液化石油ガス販売事業者等の立入検査を強化し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める供給設備等点検等の励行等の自主保安体制の確立を指導する。

(2) 耐震対策の強化

ア 高圧ガス製造施設、貯蔵所等

(ア) 高圧ガス関係事業者は、高圧ガス保安法に定める高圧ガス設備等耐震設計基準に基づき、設備を適正に維持するよう努めるとともに、当該基準適用前の設備についても状況把握を行い、必要に応じ補強等を行う。

(イ) 県は、設備の耐震性強化に関する情報を収集し、必要に応じて提供する。

イ 液化石油ガス販売事業者

液化石油ガス販売事業者は、供給設備等について、容器の転倒防止措置を徹底するとともに、耐震基準に適合する安全機器の設置を推進する。

(3) 保安教育の実施

ア 高圧ガス関係事業者は、高圧ガスの自主保安体制を確立するため、防災対策を含めた保安教育を実施する。

イ 県は、一般社団法人山形県LPガス協会、山形県高圧ガス地域防災協議会、山形県高圧ガス協議会、山形県冷凍協会及び山形県冷凍空調設備工業会（以下「高圧ガス関係団体」という。）の協力を得て、高圧ガス関係事業者の保安係員、業務主任者等に対し、保安に関する講習会を開催し、高圧ガスの自主保安体制の確立について指導、啓発に努める。

ウ 県は、一般消費者の保安意識の高揚を図るため、一般社団法人山形県LPガス協会に対して、一般消費者に対する保安教室を開催するよう指導する。

(4) 防災訓練の実施

県は、高圧ガス関係団体に対し、具体的な災害想定に基づき、一般消費者も含めたより実践的な防災訓練を計画的に実施するとともに、県又は市町村が実施する防災訓練に参加するよう指導する。

(5) 自主防災活動組織の整備

高圧ガス関係事業者は、災害発生時に迅速な対応がとれるよう、自主防災活動組織の体制及び防災資機材の整備に努める。

(6) 連絡、応援体制の確立

ア 高圧ガス関係事業者は、災害発生時に、迅速かつ的確に関係機関及び他の高圧ガス関係事業者の協力が得られるよう連絡、応援体制を確立しておく。

イ 高圧ガス関係団体は、災害発生時に、防災資機材の提供等、高圧ガス関係事業者の要請に対して応援、協力できる体制の整備・充実に努める。

7 毒物劇物保管貯蔵施設の安全対策

(1) 危害防止規程の充実

毒物劇物営業者及び届出を要する毒物劇物業務上取扱者は、毒物劇物危害防止規程を整備して必要な措置を講じる。

県は、これらの事業者に対して監視指導を行う際、毒物劇物の貯蔵状況、毒物劇物危害防止規程等を調査し、必要な場合はこれらの改善又は充実等を指示する。

(2) 大量取扱者の指導

県は、毒物劇物を大量に取扱う者の実態把握に努め、事故発生時の危害防止の対応について必要な場合はこれらの改善又は充実等を指示する。

8 有害物質取扱施設等の安全対策

県は、水質汚濁防止法又は大気汚染防止法に規定する特定事業場等に対して、これらの法に基づく監視を行い、有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止対策、その他事故時における関係機関への連絡体制の整備等について指導する。

また、水質汚濁防止法に規定する有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者に対しては、次の措置を講じるよう指導する。

(1) 耐震対策の強化

水質汚濁防止法施行規則に定める構造基準に基づき、施設及び設備を適正に維持管理し、点検を定期的に行う。

(2) 非常時の対応マニュアルの整備

有害物質の受入れ、飛散流出防止方法及び事故時の措置を明確に定めた管理要領を整備しておく。

9 放射線使用施設の安全対策

国は、放射線使用事業所に対し、地震等による災害発生時における措置を放射線障害予防規程に定める等、法令に基づき放射線使用施設を適正に維持管理するよう指導することとされている。

県は、医療法に基づく医療監視を行い、放射線使用施設（医療機関）に係る規定を遵守するよう指導するとともに、施設管理者に対し、空間放射線量率の増加並びに空気及び水中での放射能又は化学薬品等による人的災害の防止のため、次の措置を講じるよう指導する。

(1) 放射線施設の対策

ア 放射線施設については、放射性同位元素による汚染拡大防止や室外漏出防止のため、開口部、配管及び配線に被害防止措置を施す。

また、放射線源収納部については、耐震性の確保並びに転倒、移動及び落下防止措置をとるとともに、治療用線源又はCT（コンピューター断層撮影法）等による治療中、

診断中の過度の照射防止措置をとる。

イ 放射性同位元素保管容器及び廃棄物収納容器類については、接触、転倒、落下又は破損を防止する措置をとる。

ウ 放射線施設の建物について耐震性の確保をはかるとともに、非常用機材の作動点検及び有効期間の確認並びに廃液貯留槽についての液量・濃度点検及び漏水検査を定期的に行う。

(2) 非常用機器材の整備

放射線による汚染事故等非常時に備え、放射線測定機器、放射線被ばく防護機材、汚染防止用具類、消火器類及び非常用電源類等を整備する。また、放射性同位元素を緊急に収納・運搬できる鉛容器等も併せて備えておく。

(3) 連絡体制の確立

放射線による汚染事故等、非常時における消防等関係機関との連絡体制を確立する。

(4) 非常時活動マニュアルの整備

放射線による汚染事故等非常時における対応として、放射線施設の使用禁止又は立入禁止区域の設定及び消火方法等を定めたマニュアルを整備しておく。

(5) 防災教育及び防災訓練の実施

放射線施設従事者等に対し、防災計画の概要並びに非常用機材の種類、作動原理及び使用目的とその効果を周知する。また、避難訓練、通報訓練及び点検訓練等を規模、形態に応じて定期的実施する。

第 19 章 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、県及び市町村等が実施する食料、飲料水及び生活必需品等（以下「食料等」という。）の備蓄及び調達について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 基本的な考え方	
2 食料等の確保品目及び方法	① 食料 ② 飲料水 ③ 生活必需品 ④ 燃料

3 基本的な考え方

- (1) 市町村は、独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
県は、市町村への支援を目的として、必要な食料等の備蓄及び調達体制の整備を行う。
- (2) 県、市町村及び応急対策に関わるその他の防災関係機関は、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。
- (3) 市町村は、住民の備蓄を補完するため、地震被害想定調査の結果等を参考に、避難所における生活者数及び利用者数を予測し、必要な食料等を備蓄（流通備蓄を含む。）する。この際、孤立するおそれのある集落及び要配慮者に考慮して備蓄場所を選定する。
- (4) 市町村は、災害発生時に食料等の優先的供給を受けられるよう、あらかじめ市町村内又は近隣の関係業者等と協定を締結するとともに、平常時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努める。
- (5) 県は、市町村の要請に対応するため、備蓄及び関係業者等との協定締結等により、災害発生時に食料等を確実に供給できる体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、市町村における食料等の備蓄状況を常に把握しておく。
- (6) 県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。
- (7) 消防庁は、必要に応じ、又は政府本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、非被災地方公共団体の被災者の生活の維持のため必要な毛布、携帯トイレ等の生活必需品等の備蓄物資について、非被災地方公共団体の協力等により、その供給の確保を図る。

4 食料等の確保品目及び方法

(1) 食料

ア 品目

食料の供給に当たっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。

- (ア) 炊き出し用米穀、乾パン、包装米飯、乾燥米穀及び乳児用粉ミルク・液体ミルク等の主食
- (イ) 即席めん、味噌、醤油、漬物、レトルト食品、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

イ 方法

- (ア) 市町村は、3の(3)及び(4)により食料の供給体制を整備する。
- (イ) 県は、市町村の要請に対応できるよう、次の供給体制を整備する。
 - a 米穀
 - ・「農林水産省防災業務計画」等に基づく農林水産省からの供給体制
 - ・供給協定締結先からの供給体制
 - ・大量精米及び炊出し施設との協定締結又は協力体制
 - b 乾燥米穀
 - ・供給協定締結先及び他業者からの供給体制
 - ・分散備蓄による供給体制
 - c 副食、乳児用粉ミルク・液体ミルク
 - ・供給協定締結先及び他業者からの供給体制
 - d 米穀以外の応急用食料
 - ・「農林水産省防災業務計画」等に基づく農林水産省から出荷要請された関係業者又はその団体等からの供給体制

(2) 飲料水

ア 水道事業者等は、1人1日3リットルの水を確保することを目安に、地震被害想定調査等に示された上水道断水率等を考慮し、耐震性を有する上水道運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水並びに給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。また、市町村は3の(3)及び(4)により飲料水（ペットボトル等）の備蓄に努める。

イ 水道事業者等は、給水に関する情報ネットワークを整備する等、情報の共有化に努める

ウ 県は、市町村の要請に対応するため、備蓄等により飲料水の供給体制を整備する。

エ 水道用水供給事業者は、市町村、水道事業者及び簡易水道事業者の要請に対応するため、拠点給水体制を整備する。また、水道水の備蓄に努める。

(3) 生活必需品

ア 品目

高齢者や乳幼児、性別、身体のサイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保に努める。

区 分	品目例（特に重要な品目）
寝具	毛布、ダンボール等 ほか
外衣・肌着	下着 ほか
身の回り品	タオル ほか
炊事道具・食器	ほ乳瓶、同洗浄器 ほか
医薬品	常備薬、救急箱 ほか
日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料、弾性ストッキング ほか
光熱材料等	懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋 ほか
トイレ	簡易トイレ ほか
季節用品	(冬期) 防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか (夏期) 扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか

イ 方法

(ア) 市町村は、3の(3)及び(4)により備蓄を行うとともに、要配慮者の状況及び避難所の配置を考慮して公的備蓄に努める。

(イ) 県は、市町村の要請に対応できるよう、備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなど、供給体制の確立に努める。

(4) 燃料

ア 品目

ガソリン、灯油等

イ 方法

(ア) 県は、石油協同組合等と連携して、災害時にも対応可能な中核給油所や小口燃料配送拠点における燃料の確保等を促進するとともに、中核給油所等の情報を市町村と共有するなど、災害時における石油等の安定供給を確保するための体制を構築する。

(イ) 市町村は、あらかじめ民間事業者との協定を締結するなど災害時における燃料確保に努める。

第 20 章 文教施設における災害予防計画

1 計画の概要

地震発生時において、学校の児童・生徒及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物等を適切に保全するために、県・市町村教育委員会及び学校等施設の管理者等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 学校の災害予防対策	① 学校安全計画の策定 ② 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成 ③ 学校安全委員会の設置 ④ 学校防災組織の編成等 ⑤ 防災教育 ⑥ 防災訓練 ⑦ 施設の耐震性の強化
2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策	① 防災計画の策定等 ② 自衛防災組織の編成 ③ 避難体制の確立 ④ 防災設備等の整備

3 学校の災害予防対策

(1) 学校安全計画の策定

ア 策定

公立学校長は、県教育委員会が作成した「学校における危機管理の手引き：総論・学校安全編（平成 22 年 11 月作成）」を参考とし、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組みを進めることができるように、学校保健安全法第 27 条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校安全計画を策定・実施する。また、県は、私立学校に対し、学校安全計画の策定について指導・助言する。

イ 内容

(ア) 安全教育に関する事項

a 学年別・月別の関連教科等における安全に関する指導事項

b 学年別・月別の指導事項

(a) 特別活動における指導事項

○ 学級（ホームルーム）活動における指導事項

（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）

○ 学校行事（避難訓練、交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項

- 児童（生徒）会活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項
 - (b) 課外における指導事項
 - (c) 個別指導に関する事項
 - c その他必要な事項
 - (イ) 安全管理に関する事項
 - a 対人管理の事項
学校生活の安全管理の事項
 - b 対物管理の事項
学校環境の安全点検の事項
 - (ウ) 学校安全に関する組織活動の事項（研修含む）
- (2) 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成
校長は、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成する。
- (3) 学校安全委員会の設置
校長等は、学校安全計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、学校安全委員会を設置する。
- (4) 学校防災組織の編成等
校長は、学校防災組織の編成等にあたって、次の点に留意する。
- ア 学校防災組織の編成
地震発生時における教職員の役割分担を明確に定めておく。また、担当教職員が不在の場合の代行措置も明確に定めておく。
 - イ 教職員の緊急出勤体制
夜間、休日等の勤務時間外に地震が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め、教職員に周知しておく。
 - ウ 家庭との連絡
家庭訪問、保護者会等で、地震発生時の連絡先及び災害の規模や状況に応じた児童・生徒等の引渡しの基準等について、あらかじめ保護者と確認し徹底しておく。
 - エ 施設、設備等の点検・整備
 - (ア) 学校の施設、設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。
特に、児童・生徒等の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止及び塀の倒壊防止等、必要な措置を講ずる。
また、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も、日頃から定期的に行っておく。
 - (イ) 積雪時における避難路を確保するため、除雪を行うとともに、雪囲い用資材が倒れないようにしておく。
 - オ 防災用具等の整備
 - (ア) 医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

- (イ) 生徒名簿、部活動員名簿等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。
- (5) 防災教育
- ア 校長は、児童・生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を推進していくことにより、体系的に学習できる体制を整備していく。
- また、教職員に対しても、防災に関する研修等を行う(学校教育における具体的な防災教育は、本編第3章「防災知識の普及計画」による。)
- イ 県及び市町村は、学校と連携し、防災教育の推進を支援していく。
- (6) 防災訓練
- 校長は、児童、生徒及び教職員が地震発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する(学校教育における具体的な防災訓練は、本編第6章「防災訓練計画」による。)
- (7) 施設の耐震性の強化
- 学校施設は、児童生徒等が1日の大半を過ごす学習、生活の場であるばかりでなく、災害発生時には地域住民の避難場所の役割を果たすため、学校設置者は、校舎体育館等の施設について耐震診断を実施するとともに、耐震性に問題がある建物については、十分な耐震強度の確保に努める。また、地震に伴う電気、水道又はガスの供給停止並びに通信回線の途絶等が生じた場合も、教育活動等の早期再開が可能となるように配慮する(具体的な施設の耐震性の強化対策は、本編第16章「建築物災害予防計画」による。)

4 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

図書館、美術館、博物館及び体育施設等学校以外の文教施設は、学校と異なり不特定多数の者が利用する施設であることから、災害発生時にこれらの利用者を組織的に誘導し、避難させることが難しい。また、建築物等の移動困難な文化財並びに貴重な美術品及び蔵書等を収蔵している施設の管理者は、これらの文化財を災害による損傷・滅失から守る必要がある。

これら施設の管理者は、このような事情を考慮して、次により災害予防対策を推進する。

- (1) 防災計画の策定等
- 防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて職員に周知しておく。
- (2) 自衛防災組織の編成
- 地震発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。
- (3) 避難体制の確立
- 地震発生時に、施設内の利用者等に状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、避難経路の表示を増やす等の措置を講ずる。また、避難誘導の手段及び方法について検討し、確立しておく。
- (4) 防災設備等の整備
- 施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとる。また、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図る。
- ア 文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所にも十分考慮して、自動火災報知設備、耐震性貯水槽、防火壁及び消防道路等の整備を促進する。

イ 収蔵物を火災、浸水及び転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておく。

第 21 章 要配慮者の安全確保計画

1 計画の概要

災害発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、県、市町村、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が連携した支援体制の整備など要配慮者の安全確保対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 在宅の要配慮者対策	① 避難行動要支援者支援体制の確立 ② 情報伝達、避難誘導體制の整備 ③ 要配慮者に適した避難所等の確保 ④ 防災教育、防災訓練の実施 ⑤ 公共施設等の安全性強化 ⑥ 防災資機材等の整備 ⑦ 市町村の体制整備
2 社会福祉施設等における要配慮者対策	<社会福祉施設管理者> ① 防災体制の整備 ② 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立 ③ 防災教育、防災訓練の実施・支援 ④ 施設、設備等の安全性強化 ⑤ 食料等の備蓄 <県及び市町村> ① 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立 ② 防災訓練、防災教育への支援 ③ 要配慮者の受入体制の整備
3 DWAT（災害派遣福祉チーム）の体制整備	
4 外国人の安全確保対策	① 防災教育、防災訓練の実施 ② 案内標示板等の整備 ③ 災害ボランティアの養成

3 在宅の要配慮者対策

(1) 避難行動要支援者支援体制の確立

ア 地域コミュニティの形成等

迅速な避難行動が困難で何らかの支援が必要な要配慮者（以下「避難行動要支援者」という。）を災害から守るためには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が避難行動要支援者の安全確保の基盤となる。

このため、県及び市町村は、地域の自治会組織、自主防災組織、消防団、社会福祉協議

会、老人クラブ及びNPO・ボランティア等による避難行動要支援者に対する声かけ運動、安否確認等の住民相互援助活動に対する支援に努める。

イ 避難行動要支援者情報の把握・共有

市町村は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

(ア) 市町村は、保健医療福祉サービスの提供・相談、各種相談員や関係団体からの情報収集等を通じ、避難行動要支援者情報の把握に努める。

生活状況の把握にあたっては、民生委員・児童委員及び自治会長等と十分連絡をとるとともに、本人・保護責任者等の同意を得る等個人情報の取り扱いに配慮する。

(イ) 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(ロ) 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(ハ) 市町村は、市町村防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(ニ) 市町村は、市町村防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(ホ) 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、

必要な配慮をするものとする。

<地域防災計画に記載する必須事項>

- ・避難支援等関係者となる者
- ・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- ・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ・名簿の更新に関する事項
- ・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置
- ・要配慮者の円滑な避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- ・避難支援等関係者の安全確保

(キ) 市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

ウ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

市町村は、災害発生時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう次の事項に留意し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。

- (ア) 防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地区防災計画や立地適正化計画を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。
- (イ) 避難行動要支援者名簿及び個別計画について、作成後も登録者及び計画内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努める。
- (ウ) 地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努める。また、国（気象庁）は、市町村に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援する。

(2) 情報伝達、避難誘導體制の整備

ア 情報伝達体制の整備

市町村は、要配慮者の特性に応じ、実効性のある情報伝達体制を整備する。

イ 避難支援者の明確化

市町村は、自治会組織、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等福祉関係者等と連携し、個々の避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導を支援する避難支援者の明確化を図る。

ウ 情報伝達機器の整備、標識の整備等

市町村、福祉関係者等は、要配慮者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入を推進する。

また、県及び市町村は、要配慮者からの情報伝達が迅速かつ円滑に行われるような体制を整備するとともに、外出中の要配慮者の避難が容易となるよう、道路等の要所に指定緊急避難場所への誘導標識等を設置するよう努める。

エ 近隣住民等の役割

市町村は、避難支援者、自治会組織、自主防災組織、民生・児童委員等が協力して、避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導を実施できるよう共助意識の向上に努める。

(3) 要配慮者に適した避難所等の確保

市町村は、指定避難所を指定する際には、要配慮者の利用に配慮し、極力バリアフリー化された施設を選定するよう努める。

また、市町村は要配慮者の中には避難所での生活が物理的に困難な者や、一般の被災者との共同生活が困難な者が出てくることが想定されるため、要配慮者の特性等に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

県及び市町村は、避難行動要支援者及び避難支援者に対して、次により防災教育及び防災訓練を実施するよう努める。

ア 避難行動要支援者へのパンフレットの配布等による防災知識の普及

イ 広報誌等による避難行動要支援者支援の啓発、知識の普及等

ウ 避難行動要支援者の避難訓練等を組み入れた防災訓練の実施

(5) 公共施設等の安全性強化

国、県及び市町村は、災害発生時における要配慮者の利用を考慮して、その安全を確保するため、公共施設等のバリアフリー化等に努める。

(6) 防災資機材等の整備

県及び市町村は、実情に応じ、要配慮者の家庭、自治会及び地域の自主防災組織等において、移動用の担架、ヘルメット並びに常備薬・貴重品等を収める緊急避難セット等の防災資機材等の整備が促進されるよう取り組む。

(7) 市町村の体制整備

市町村は、避難行動要支援者に関する情報の収集、避難行動要支援者名簿及び個別計画の策定、避難行動要支援者に対する情報伝達及び避難支援を的確に実施するため、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として避難行動要支援者支援班を設ける。

4 社会福祉施設等における要配慮者対策

- (1) 社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

ア 防災体制の整備

(ア) 自衛消防組織の設置

防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛消防組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

(イ) 職員動員体制の確立

災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動態勢を

整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

(ウ) 情報連絡、応援体制の確立

消防署等との非常通報装置(ホットライン)の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、県警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議の設置や、災害時の施設利用者の受入れに関する事前の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。なお、その内容を、県に情報提供するよう努める。

また、地域住民、NPO・ボランティア及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

イ 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入れ可能な余裕スペースの確認に努める。

ウ 防災教育、防災訓練の実施

職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施する。

また、被災状況等により、施設に長くとどまれないなどのため、入（通）所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

エ 施設、設備等の安全性強化

建築基準法による新耐震基準施行(昭和56年)以前の施設について耐震診断を実施し、必要に応じて計画的な改修に努める。

オ 食料等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、地震災害に備えて、最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

カ 要配慮者の受入体制の整備

災害時に要配慮者を緊急に受け入れられる体制の整備に努める。

(2) 県及び市町村は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

ア 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

イ 防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

ウ 要配慮者の受入体制の整備

社会福祉施設等が要配慮者を緊急に受け入れた場合に支援する体制の整備を図る。

5 DWAT（災害派遣福祉チーム）の体制整備

県は、被災市町村から派遣要請を受けた場合、避難所等の高齢者、障がい者等の生活機能の低

下の防止のため、DWA T（災害派遣福祉チーム）を派遣することができるよう、組織の構築や派遣のための研修実施など体制整備を行う。

6 外国人の安全確保対策

(1) 情報伝達、避難誘導體制の整備

国境を越えた社会経済活動が拡大し、在日外国人、訪日外国人が増加している。

県及び市町村は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、以下により在日外国人、訪日外国人のそれぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

(2) 防災教育、防災訓練の実施

県及び市町村は、国際交流関係団体、NPO・ボランティアの協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、多様な言語で記述した防災に関するパンフレット等を作成・配布する等、外国人に対する防災知識の普及に努める。

また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

(3) 案内標示板等の整備

市町村は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、多様な言語の標示を進め、外国人にも分かりやすい案内板等の設置に努める。

(4) 災害ボランティアの養成

県及び市町村は、外国人を対象とした専門の災害ボランティアを養成し、派遣体制を整備するとともに、隣接県との相互派遣を推進するためのネットワークの構築を図る。

第 22 章 災害救助基金の積立・運用計画

1 計画の概要

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下本章において「法」という。）に基づき実施する応急救助の財源とするために、県が行う災害救助基金の積立て及び運用について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 災害救助基金の使途	
2 災害救助基金の積立て	① 法定最少積立額 ② 運用収入
3 災害救助基金の運用	

3 災害救助基金の使途

災害救助基金は、法が適用された場合の応急救助の財源とするために、県が事前に積み立てるものであり、次の経費に充当される。

- ア 法第 4 条の規定による救助に要する県の支弁費用
- イ 法第 16 条の規定による委託を行った場合の、日本赤十字社への補償費用
- ウ 本県に対する応援を行った他の都道府県からの求償費用

4 災害救助基金の積立て

(1) 法定最少積立額

各年度における基金の最少積立額は、当該年度の前年度の前 3 年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の 1,000 分の 5 に相当する額（500 万円に満たないときは、500 万円とする。）である。

(2) 運用収入

基金から生ずる収入は、すべて基金に繰り入れる。

5 災害救助基金の運用

県は、銀行への預金及び救助に必要な給与品の事前購入により、基金の運用を行う。

第 23 章 積雪期の地震災害予防計画

1 計画の概要

他の季節に比べより大きな被害を及ぼすことが予想される積雪期の地震被害を軽減するため、県、市町村及び防災関係機関が実施する雪対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 克雪対策	① 道路の雪対策 ② 除排雪施設等の整備 ③ 雪崩防止対策の推進 ④ 住宅除雪体制の整備 ⑤ 消防水利の整備
2 緊急活動対策	① 緊急輸送道路の確保 ② 通信手段の確保 ③ 雪上交通手段等の確保 ④ 避難所の整備 ⑤ 積雪期用資機材の整備
3 スキー客対策	
4 総合的雪対策	

3 克雪対策

(1) 道路の雪対策

ア 道路除排雪体制の強化

(ア) 一般国道、県道、市町村道及び高速自動車道の各道路管理者は、相互に連携し除排雪を強力に推進する。

(イ) 国、県及び市町村は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強を推進する。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備

(ア) 国、県及び市町村は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を推進する。

(イ) 国、県及び市町村は、雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩対策施設及び防雪柵等の道路防雪施設の整備を推進する。

(2) 除排雪施設等の整備

市町村は、道路、家屋及び家屋周辺の除排雪を推進するため、流雪溝等の除排雪施設や地域住民による除排雪活動に必要な除雪機械等の整備を推進する。

(3) 雪崩防止対策の推進

国、県及び市町村は、雪崩から住民の生命・財産を守るため、雪崩防止保安林及び雪崩防止施設の維持管理、雪崩防止林の造成及び雪崩防止施設の整備を推進する。

(4) 住宅除雪体制の整備

ア 克雪住宅の普及等

県及び市町村は、屋根雪荷重による地震発生時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。また、市町村は、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

イ 要配慮者世帯に対する助成等

市町村は、自力による屋根雪処理が困難な要配慮者世帯の除雪負担を軽減するため、除雪費用に対する助成制度を推進する。

市町村は、県及び関係機関と連携し、地域の助け合いやボランティアを活用した支援体制の確立を図るとともに、安全な雪下ろしの普及啓発やボランティア保険の加入を促進するなど、ボランティア活動の安全性を確保する。

(5) 消防水利の整備

市町村は、積雪の多い区域において多段式消火栓の整備を推進する。

4 緊急活動対策

(1) 緊急輸送道路の確保

国、県及び市町村の各道路管理者は、相互に協議して、積雪期の地震の初動活動に必要な緊急輸送道路を設定し、優先的に道路除排雪を行うとともに、積雪寒冷地に適した道路整備を推進する。

(2) 通信手段の確保

市町村は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進するとともに、山間地域集落の防災関係機関等との無線施設による通信手段の確保に努める。また、地域住民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図る。

(3) 雪上交通手段等の確保

積雪期の初動活動では、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、市町村は雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

(4) 避難所の整備

ア 集落単位での避難所の整備

山間豪雪地においては、集落間の交通が途絶する可能性があり、救助活動の遅延も予想されるので、市町村は、集落センター等の避難所の耐震性を強化するとともに、食料及び救助資機材等の整備に努める。

また、臨時ヘリポートの整備等、ヘリコプターによる航空輸送体制の整備に努める。

イ 避難所の寒冷対策

市町村は、積雪寒冷期の使用をも考慮して指定避難所を指定するとともに、その運営に当たっては特に被災者の寒冷対策に留意し、避難所で使用する暖房設備、燃料及び携帯暖房品等の整備、備蓄に努める。

(5) 積雪期用資機材の整備

市町村は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ及び救出用スノーボード等）の整備に努める。

5 スキー客対策

多数のスキー客が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設及びロッジ等の損壊並びに雪崩の発生等により、多数のスキー客が被災することが懸念される。

このため、スキー場施設管理者は、大規模地震が発生した場合のリフト、ゴンドラ利用者等の安全確保やスキー客の一時避難対策等が的確に行えるよう、夜間営業時をも考慮した体制を整備する。市町村は、スキー客の救助や避難所への誘導等についての対応を確立する。

6 総合的雪対策

県は、雪対策の総合的かつ長期的推進を図るため、「山形県雪対策基本計画」及び「山形県雪対策アクションプラン」に基づき、市町村及び関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。